

全国ブロードバンド・マップ

『全国ブロードバンド・マップ』は、「次世代ブロードバンド戦略2010」の今後の推進の参考に資するために作成したもので、ブロードバンドサービスの種類ごとの提供可能エリアを、地域別、県別に表示することによってブロードバンドサービスの提供状況を視覚的に把握することができます。

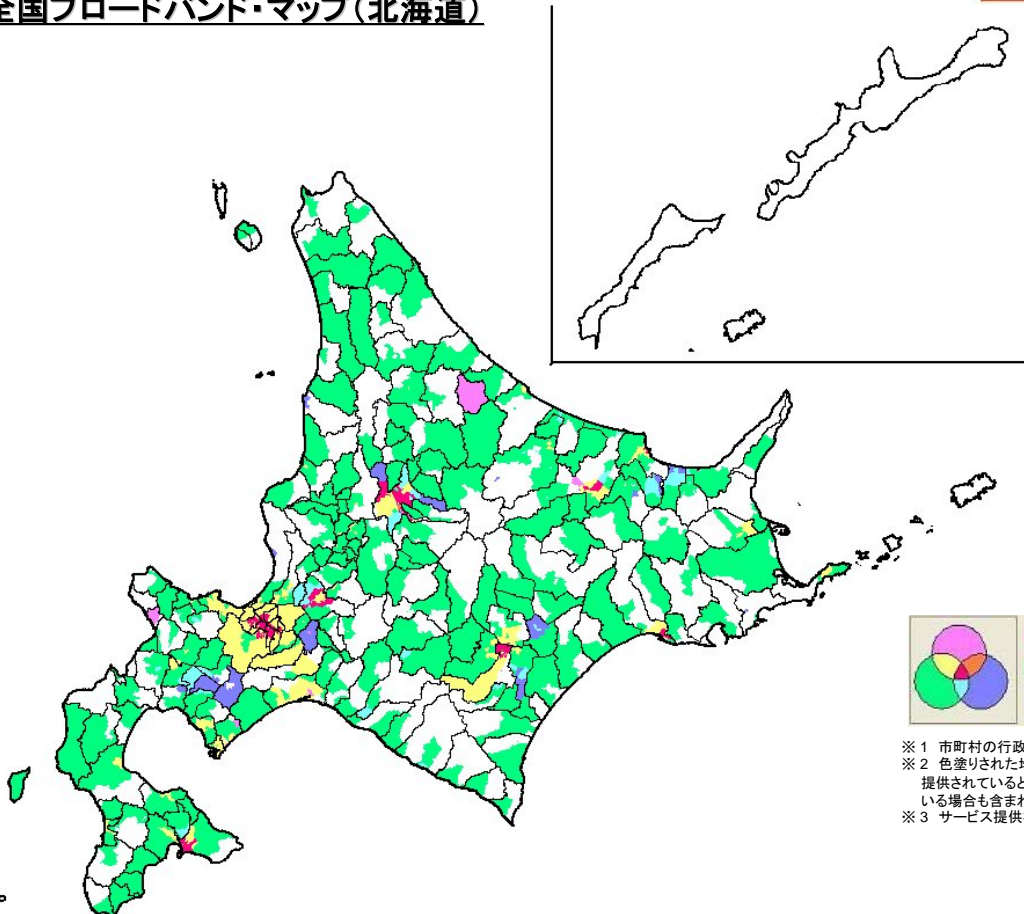
なお、本マップでは、ブロードバンドサービスの提供可能エリアを町丁目単位で表示していますが、特定の地域におけるブロードバンドサービスの提供事業者を検索するためのものではありません。



出展：総務省ホームページ 次世代ブロードバンド戦略2010
http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/broadband/index.html

全国ブロードバンド・マップ(北海道)

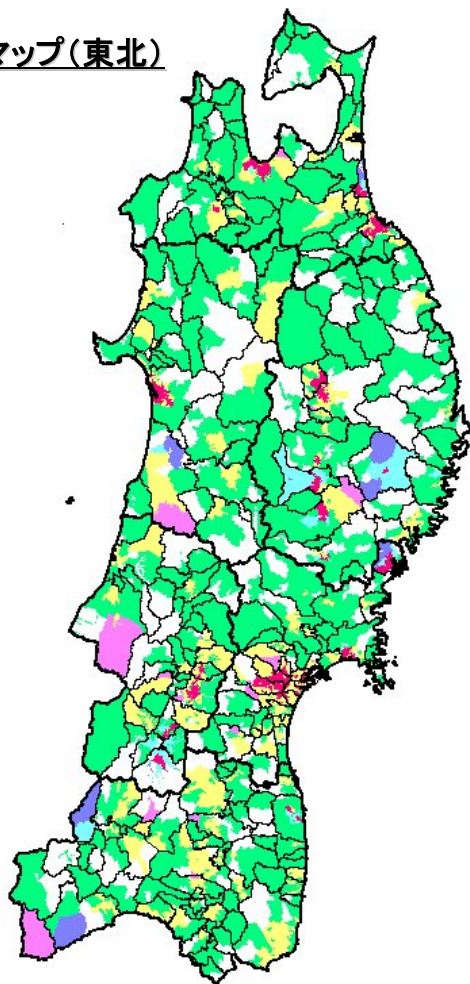
平成19年3月末現在



- ※1 市町村の行政区界は平成19年4月1日現在です。
- ※2 色塗りされた地域は必ずしも全域がサービス提供されているとは限らず、一部のみ提供されている場合も含まれます。
- ※3 サービス提供状況は総務省調べによります。

全国ブロードバンド・マップ(東北)

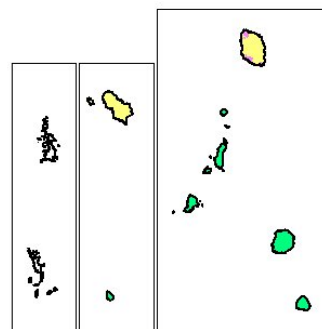
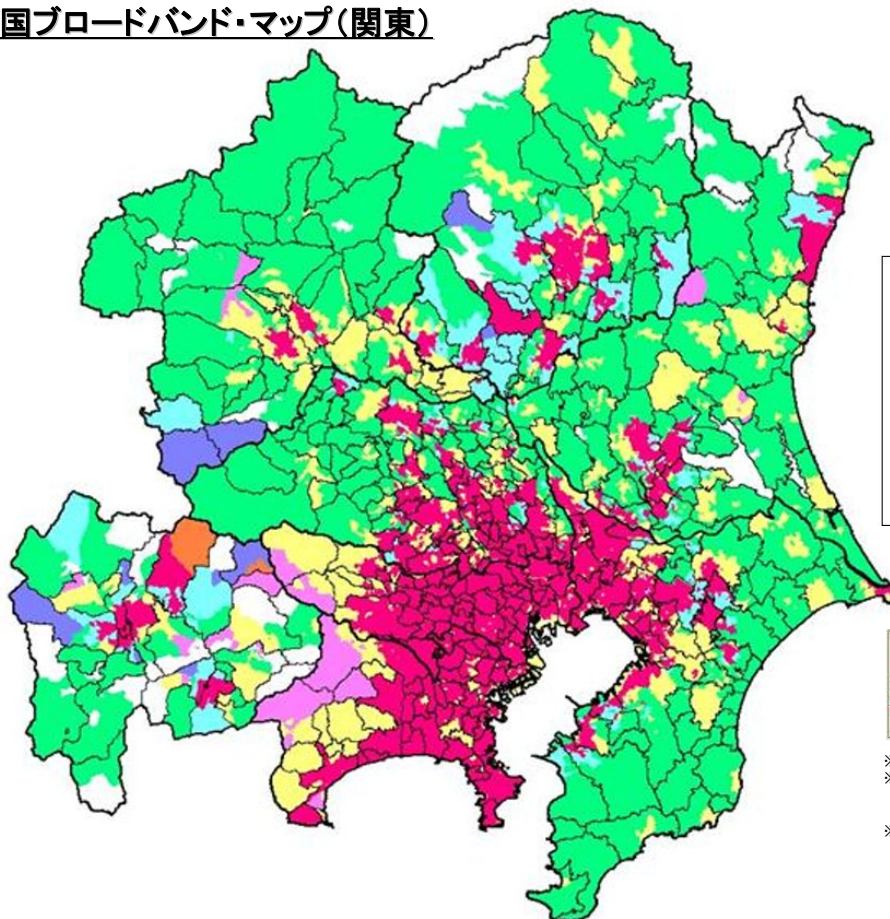
平成19年3月末現在



- ※1 市町村の行政区界は平成19年4月1日現在です。
- ※2 色塗りされた地域は必ずしも全域がサービス提供されているとは限らず、一部のみ提供されている場合も含まれます。
- ※3 サービス提供状況は総務省調べによります。

全国ブロードバンド・マップ(関東)

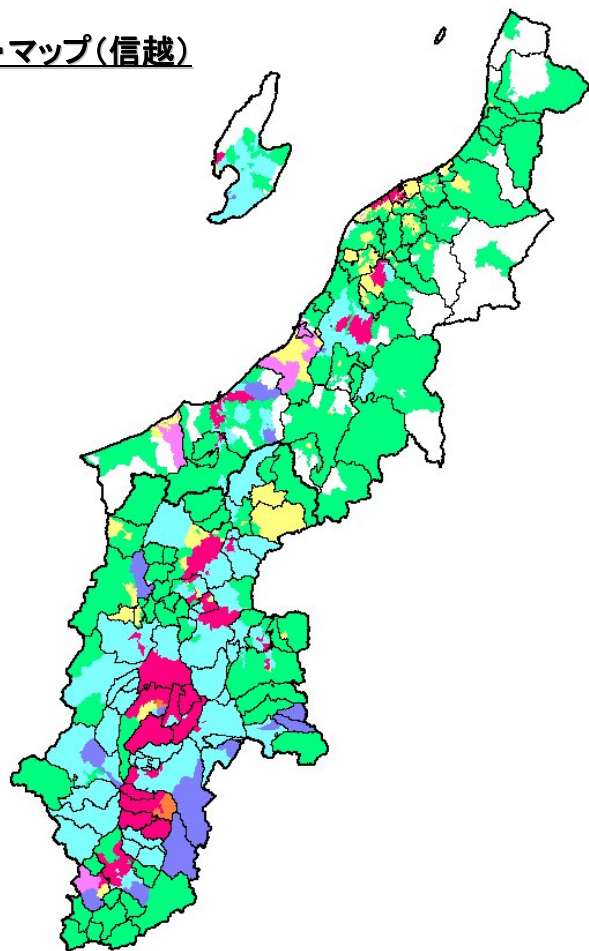
平成19年3月末現在



- ※1 市町村の行政区界は平成19年4月1日現在です。
- ※2 色塗りされた地域は必ずしも全域がサービス提供されているとは限らず、一部のみ提供されている場合も含まれます。
- ※3 サービス提供状況は総務省調べによります。

全国ブロードバンド・マップ(信越)

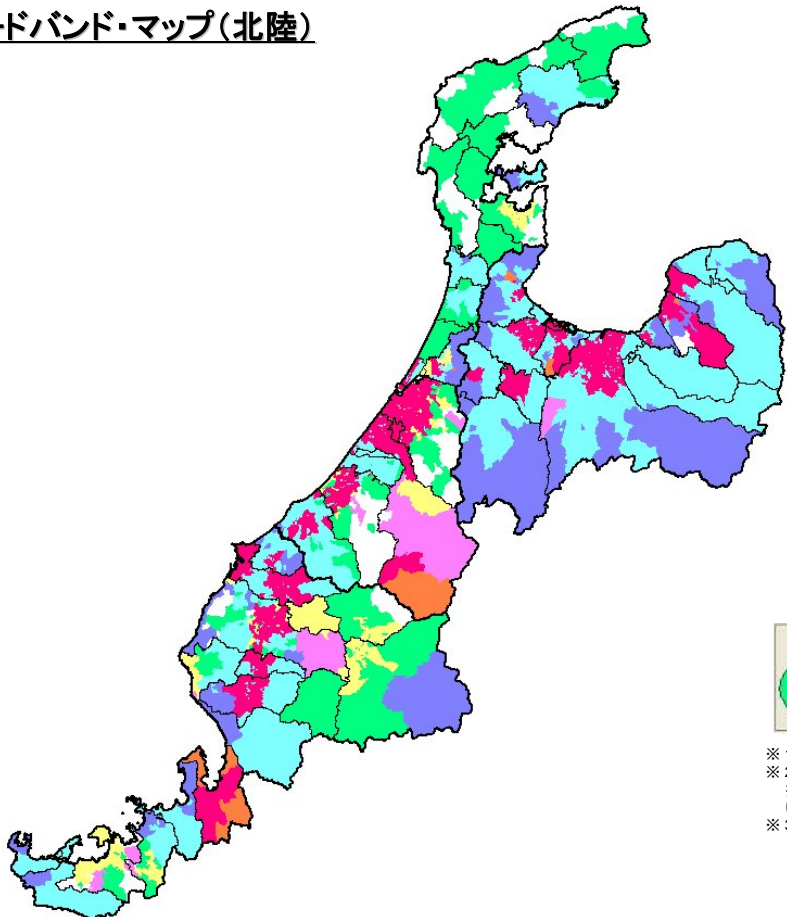
平成19年3月末現在



- ※ 1 市町村の行政区界は平成19年4月1日現在です。
- ※ 2 色塗りされた地域は必ずしも全域がサービス提供されているとは限らず、一部のみ提供されている場合も含まれます。
- ※ 3 サービス提供状況は総務省調べによります。

全国ブロードバンド・マップ(北陸)

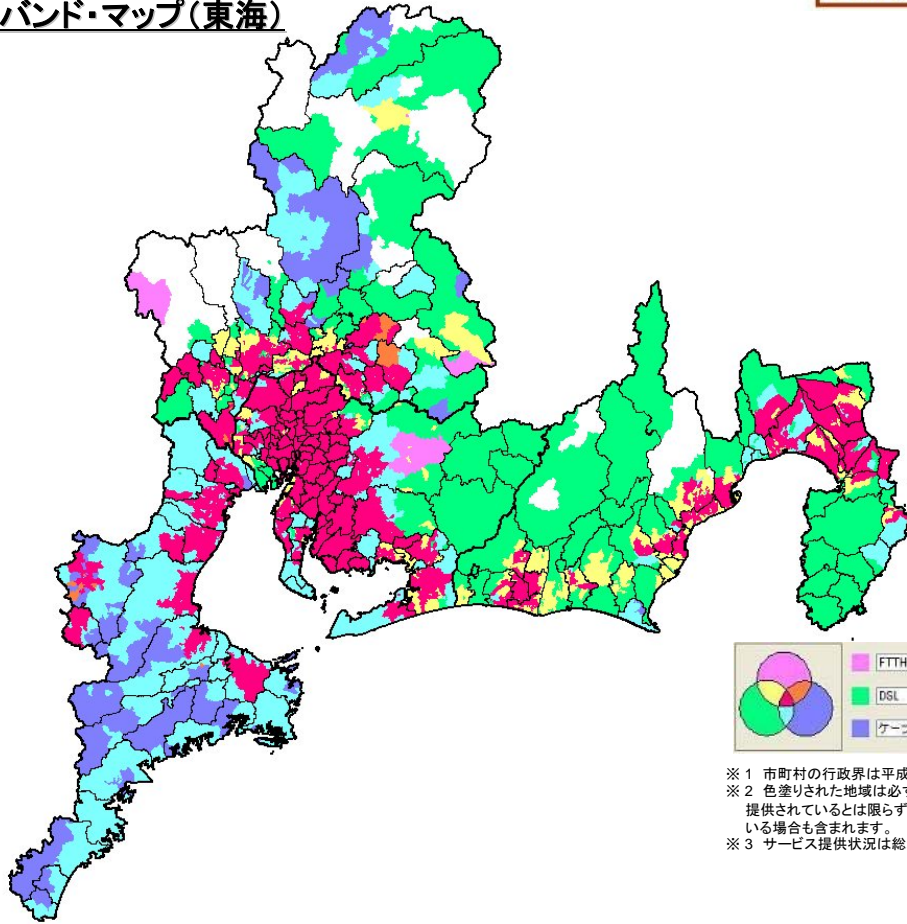
平成19年3月末現在



- ※ 1 市町村の行政区界は平成19年4月1日現在です。
- ※ 2 色塗りされた地域は必ずしも全域がサービス提供されているとは限らず、一部のみ提供されている場合も含まれます。
- ※ 3 サービス提供状況は総務省調べによります。

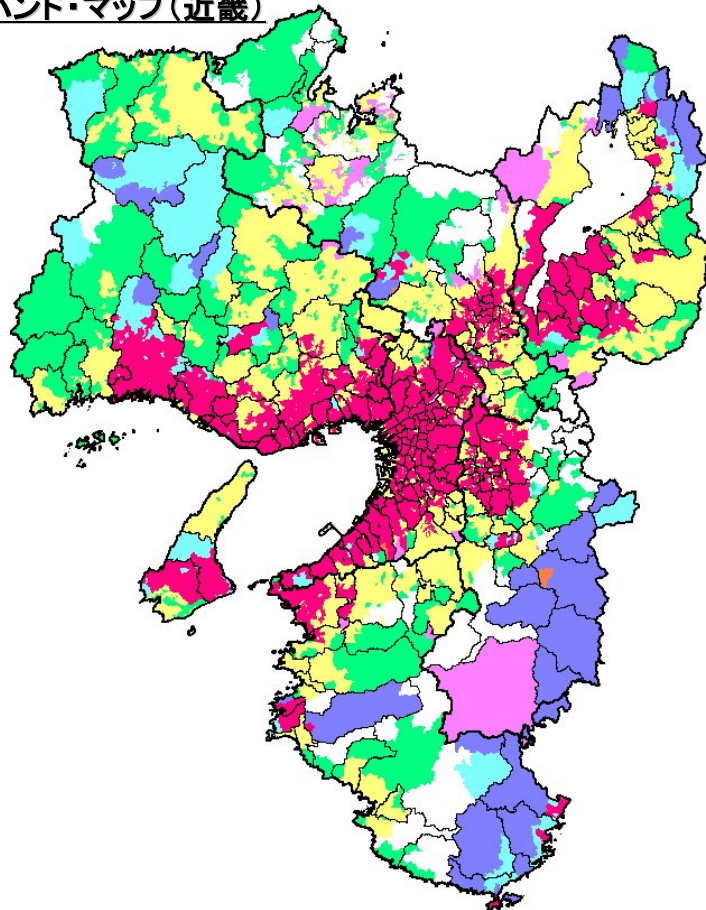
平成19年3月末現在

全国ブロードバンド・マップ(東海)



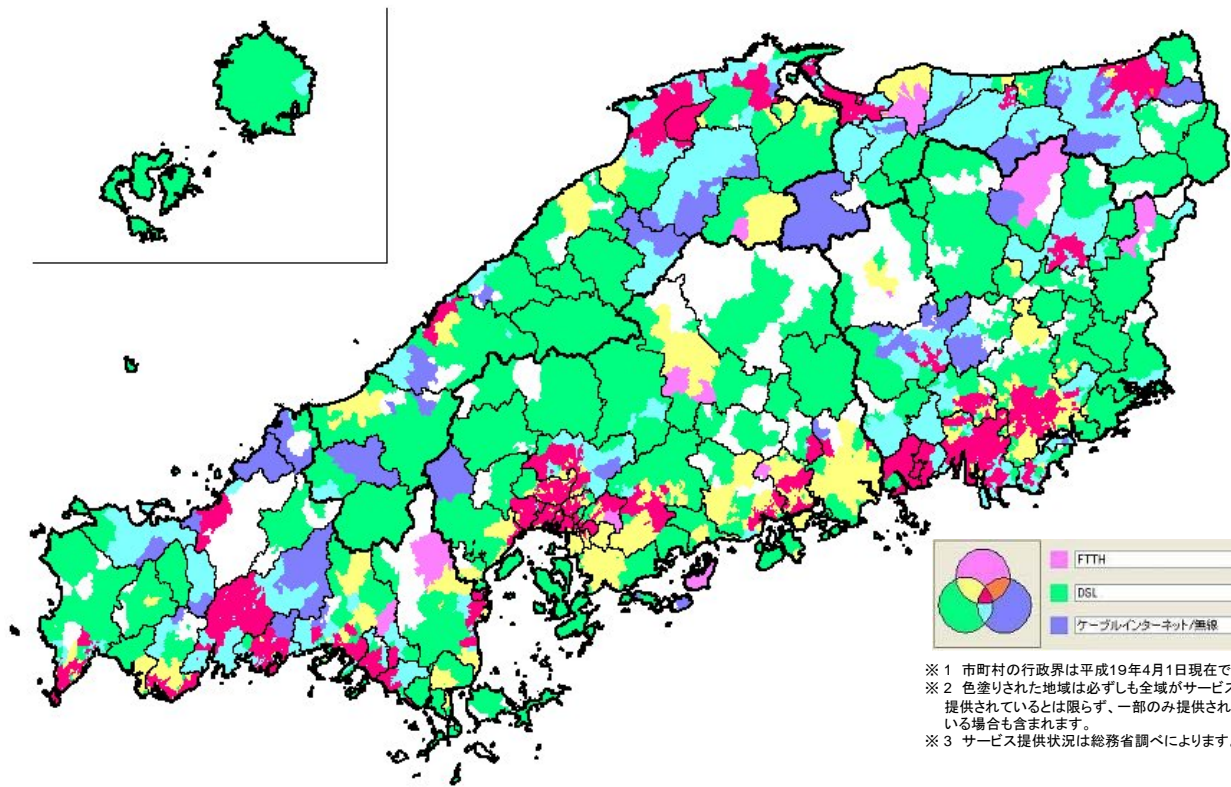
平成19年3月末現在

全国ブロードバンド・マップ(近畿)



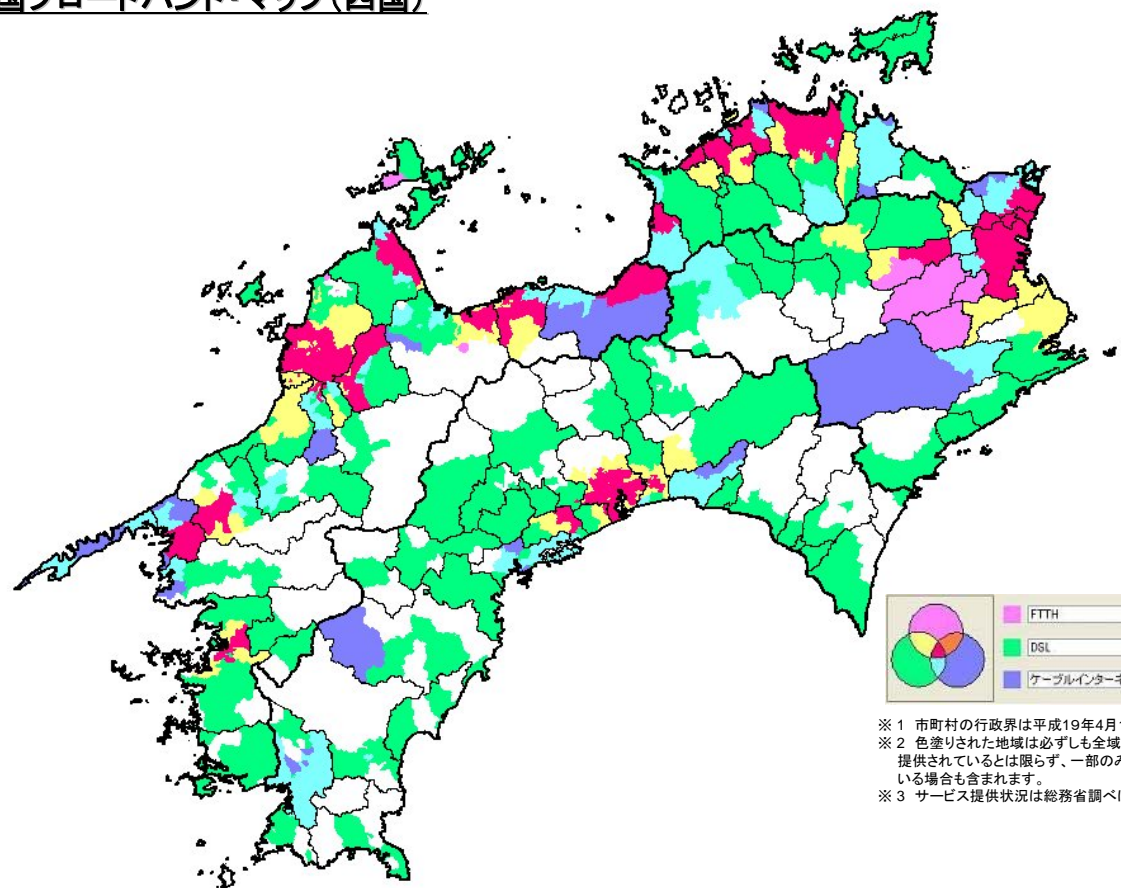
全国ブロードバンド・マップ(中国)

平成19年3月末現在



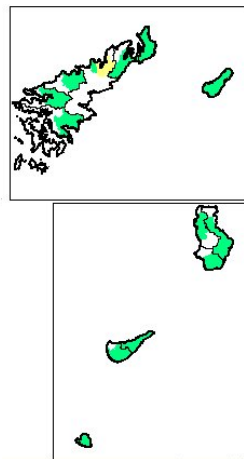
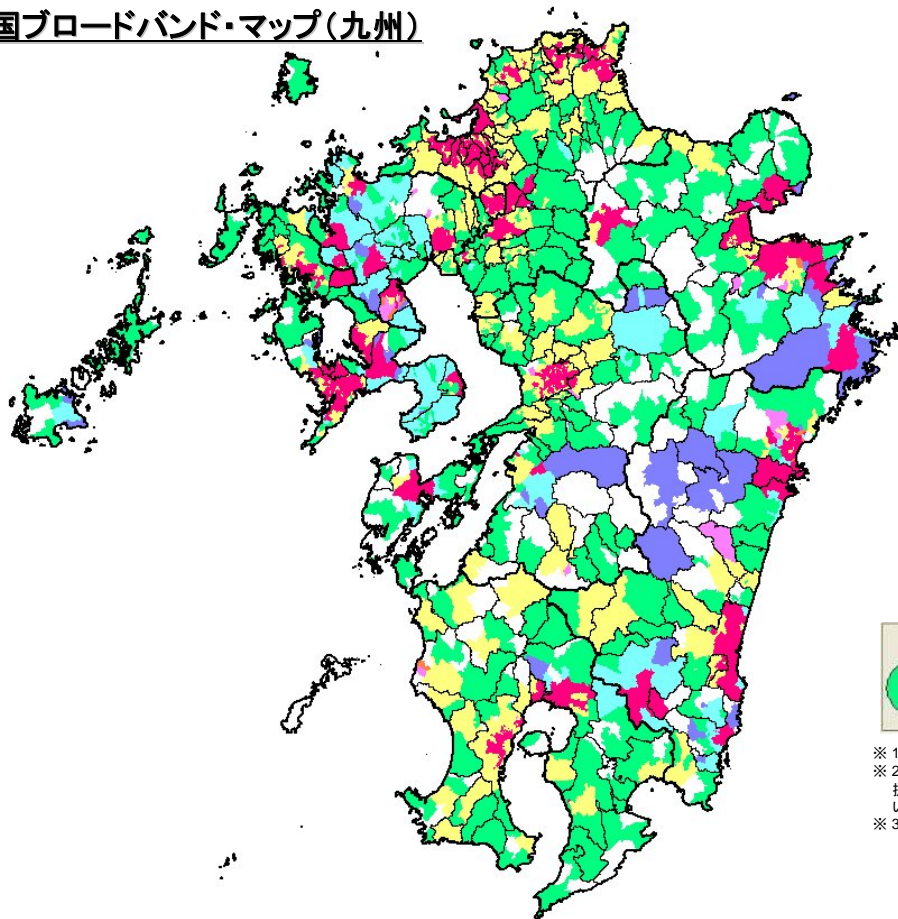
全国ブロードバンド・マップ(四国)

平成19年3月末現在



全国ブロードバンド・マップ(九州)

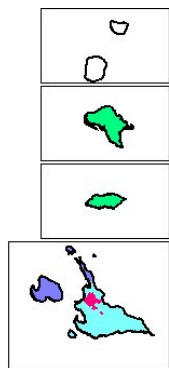
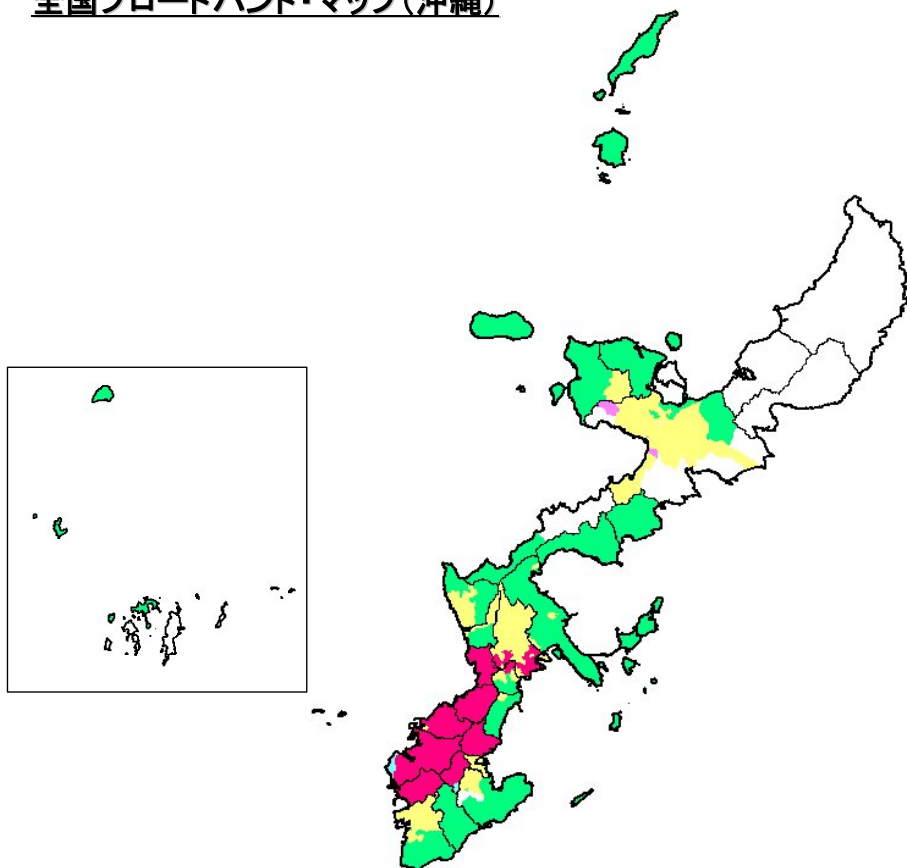
平成19年3月末現在



- ※ 1 市町村の行政区界は平成19年4月1日現在です。
- ※ 2 色塗りされた地域は必ずしも全域がサービス提供されているとは限らず、一部のみ提供されている場合も含まれます。
- ※ 3 サービス提供状況は総務省調べによります。

全国ブロードバンド・マップ(沖縄)

平成19年3月末現在



- ※ 1 市町村の行政区界は平成19年4月1日現在です。
- ※ 2 色塗りされた地域は必ずしも全域がサービス提供されているとは限らず、一部のみ提供されている場合も含まれます。
- ※ 3 サービス提供状況は総務省調べによります。

情報通信審議会 平成16年諮問第8号 第2次中間答申「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割（平成17年7月29日）」より抜粋

Ⅲ 「通信・放送融合」に向けた放送事業者の取組

後述するとおり、通信・放送技術が急速に進展する中であって、「通信・放送融合」は当然の流れであり、端末、コンテンツなど様々な側面で、既に、放送事業者による積極的な対応が見られるところである。

- (1) 昨今、デジタル化のメリットを生かし、同一の放送コンテンツを、放送とインターネットの双方で共用する、いわゆる「コンテンツ融合」に向けた取り組みが進んでいると考えられる。本年7月には、既に複数の放送事業者によって、有料での放送番組のインターネット配信が開始された等の報道が続いている。

(参考)

<NHKの例>

昨年7月から1年間、放送済み番組のうち著作権者等の許諾が得られた番組を複数のブロードバンド事業者のVODサービス商用実験向けに提供。本年7月以降も当面、権利者の許諾が得られた情報番組、ドキュメンタリー、家庭向け講座番組などを提供している。今後は、視聴者のニーズの高いドラマ等の娯楽番組も対象を広げて提供本数を増補していく意向。

<日本テレビの例>

本年10月目処に、インターネットを通じた会員制の有料番組配信サービス「第2日本テレビ」(仮称)を開始すると発表。過去の番組のうち著作権等の処理が済んだバラエティ番組やドキュメント番組等を、1番組当たり3～15分程度に編集し、パソコンや携帯電話など向けにオンデマンド配信する。

<TBSの例>

レンタルビデオ店「TSUTAYA」を展開するCCC(カルチャ・コンビニエンス・クラブ)と提携し、DVDソフトの市場拡大に対応する映像ソフト事業の強化及びモバイルやインターネットを利用したコンテンツ事業の拡大を目的として、共同で会社を設立することを発表。

<フジテレビの例>

テレビ番組を有料でオンデマンド配信する「フジテレビ On Demand」を本年7月から開始すると発表。配信は提携ISPを通じて行われ、パソコンやセットトップボックス(STB)向けに番組が提供される。Yahoo!BB や OCN、BIGLOBE など複数のプロバイダと提携し、当初は1番組210～525円で配信する。

IT新改革戦略

いつでも、どこでも、誰でも
ITの恩恵を実感できる社会の実現 - 概要

平成18年1月19日

IT戦略本部

我が国のIT戦略の歩み

Stage 1

- ◆ IT基本法
- ◆ IT戦略本部設置
(本部長：内閣総理大臣)

e-Japan戦略
(2001年1月)

IT基盤整備

e-Japan戦略Ⅱ
(2003年7月)

IT利用・活用重視

IT新改革戦略
(2006年1月)

ITの構造改革力の追求

世界のIT革命を先導
するフロントランナー

自律的IT社会の実現

2001

2003

2006 ~

改革

IT化を妨げる
社会的制約を排除



IT
(改革を支えるツール)

ネットワークインフラの整備

子どもたちや技術への投資

構造改革による飛躍

○ITの「新たな価値を生み出す力」や「課題解決力」で構造改革を推進

利用者・生活者重視

○ユニバーサルデザイン化されたIT社会を構築

国際貢献・国際競争力強化

○課題解決力を通じた国際貢献・国際競争力強化

今後のIT施策の重点①

ITの構造改革力の追求

ーITによって日本社会が抱える課題を解決ー

ITによる医療の構造改革

◆レセプトの100%オンライン化

ITを駆使した環境配慮型社会

◆ITでエネルギーや資源の効率的な利用

世界に誇れる安全で安心な社会

◆地上デジタルによる災害情報提供で被害軽減

世界一安全な道路交通社会

◆ITSを活用し交通事故を未然防止

世界一便利で効率的な電子行政

◆オンライン申請率50%達成

IT経営の確立による企業の競争力強化

◆ITによる部門間・企業間連携の強化

生涯を通じた豊かな生活

◆テレワーク、e-ラーニングの活用

今後のIT施策の重点②

IT基盤の整備

— ITの構造改革力を支え、ユビキタスネットワーク社会への基盤を整備—

ユニバーサルデザイン化されたIT社会 ◆誰もが安心利用し、恩恵を享受できるIT開発推進

デジタル・ディバイドのないインフラ整備 ◆いつでも、どこでも使えるユビキタス化

世界—安心できるIT社会 ◆不正アクセス等サイバー犯罪の撲滅

次世代を見据えた人的基盤づくり ◆教員一人1台のPC、モラル教育の推進

世界に通用する高度IT人材の育成 ◆高度IT人材育成機関の設置等

次世代のIT社会の基盤となる研究開発の推進 ◆中長期的な技術戦略の策定

世界への発信

— 構造改革力追求の世界への発信と国際貢献—

国際競争社会における日本のプレゼンス向上 ◆世界の一翼を担う情報ハブ

課題解決モデルの提供による国際貢献 ◆ITによるアジア諸国等への貢献

4

IT戦略の推進体制

IT戦略本部

- ◆ IT戦略本部のリーダーシップ
- ◆ 重要政策課題の選定
- ◆ 重点計画による施策の重点化・加速化
- ◆ 電子政府の構築・運用の調整
- ◆ 重複投資の回避、優先順位の判断
- ◆ 他の会議・本部との密接な連携

評価専門調査会

- ◆ PDCAサイクルの確実な実施
- ◆ 成果目標の明確化と厳格な評価
- ◆ 分科会設置による評価体制の強化
- ◆ 評価に基づく施策の見直し

5

通信・放送の在り方に関する政府与党合意

平成18年6月20日

NHK関連

- ・ NHKのガバナンス強化に向け、経営委員会の抜本的な改革を行うこととし、一部委員の常勤化、事務局の抜本的強化、コンプライアンス組織の設置、メンバー構成の再検討などを早急に行い、措置する。
- ・ 保有チャンネル（8波）の削減については、難視聴解消のためのチャンネル以外の衛星放送を対象に、削減後のチャンネルがこれまで以上に有効活用されるよう、十分詰めた検討を行う。
- ・ NHK本体について、子会社全体の整理・統合を図ることを前提として、
 - － 音楽・芸能・スポーツ等の制作部門の一部を本体から分離して、関連子会社と一体化した上で、新たな子会社とすることを検討する。
 - － 伝送部門において、会計の峻別等を行う。
 - － 番組アーカイブについて、ブロードバンドを通じて有料で公開することを可能とするため、必要な対応を行う。
- ・ 新たに外国人向けの映像による国際放送を早期に開始する。その際、新たに子会社を設立し、民間の出資等を積極的に受け入れるとともに、必要な国費を投入する。
- ・ NHK内部の改革を進めた上で、受信料引き下げのあり方、受信料支払いの義務及び外部情報の活用についての検討を早急に行い、必要な措置を取る。その後、更に必要があれば、罰則化も検討する。

放送関連

- ・ マスメディア集中排除原則を、自由度の高い形で早急に緩和する。
- ・ 放送事業者が、外部調達を増大に努めることを期待する。また、コンテンツ市場の形成を進める。特にNHKは、実情を踏まえつつ、番組制作の外部調達を今以上とするよう努める。

融合関連

- ・ 通信と放送に関する総合的な法体系について、基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に着手し、2010年までに結論を得る。

通信関連

高度で低廉な情報通信サービスを実現する観点から、ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図るとともに、NTTの組織問題については、ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る。

自由民主党
政務調査会長
中川 秀直

内閣官房長官
安倍 晋三

電気通信調査会長
佐田 玄一郎

総務大臣
竹中 平蔵

通信・放送産業高度化小委員長
片山 虎之助

総務部会長
佐藤 勉

公明党
政務調査会長
井上 義久

総務部会長
谷口 隆義

「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」 最終報告の概要

平成18年10月6日

マスメディア集中排除原則の基本的考え方（第2章）

項 目	ポイント	
マスメディア集中排除原則	○ 意義と目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「多元性」、「多様性」、「地域性」を確保し、それによって、視聴者の利益を確保することを目的とすることは、現時点でも変わっていない
	○ 規律手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様性や地域性については、行為規制による確保も可能であるが、行為規制は表現の自由の直接的な制約につながる面があるため、従来どおり構造規制を基本とすることが適当 ・ その上で、具体的な適用場面によっては、構造規制に代えて行為規制を行うことも考えられる ・ 地域性については、将来的には地元資本要件を撤廃することを念頭に、これに代えて一定比率以上の地域番組の確保のための規律を導入することについて、検討を深めることが適当
マスメディア集中排除原則の見直し	○ 見直しの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則の意義や政策目的に変更がないことを前提としつつ、メディアの増加と多様化や経営環境の変化等を踏まえ、見直しによるメリットとデメリットを十分に勘案した上、視聴者の利益が増大する方向で行うことが適当 ・ 緩和を行う場合には、多元性の確保等への影響を見定めながら、段階的に進めることが適当
	○ 「支配」とする基準の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一地域における「支配」とする基準の緩和は、放送の多元性に直接の影響が生じる点で慎重な対応を要するものであり、適当ではない ・ 異なる地域における「支配」とする基準は、現状において直ちに緩和する必要があるとは言えないが、今後、環境の変化を注視しつつ検討していくことが適当 ・ ただし、個別の必要な場面に限定した特例的緩和措置を講じることは可能 ・ 実際の運用に当たっての実効性の確保は困難と考えられることなどから、実質支配基準の導入は慎重に考えることが適当 ・ 放送は大きな公共性を持つことから、例えば、放送事業者を実質支配する者といった大株主について一定の適格性を確保することの適否について今後考えることが必要
	○ テレビジョン放送とFM放送の兼営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一地域におけるテレビジョン放送とFM放送の兼営を新たな経営の選択肢の一つとして認めることが適当 ・ 「テレビ・FM・新聞」の三事業支配については、「テレビ・AM・新聞」と同様に、原則禁止・例外許容として扱うことが適当
	○ 三事業支配禁止の例外の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「独占的頒布を行うこととなるおそれ」の有無について、その基準を明確にすることが望ましい ・ 例えば、地域における購読シェアが50%を超える新聞社によるテレビジョン放送とAM放送（又はFM放送）の同時支配は「独占的頒布を行うこととなるおそれ」があるとした上で、これに該当する事業者から反論がある場合には透明性が確保された一定の手続により是非を判断する方法などが考えられ、今後、必要な措置を検討することが適当

持株会社を活用した民放経営の在り方 (第3章)

総務省

項目	ポイント	
放送事業者を子会社とする持株会社の制度化	○ 放送持株会社の制度化の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 放送持株会社によるグループ経営を新たな経営の選択肢として加えるため、放送持株会社を制度化することは、放送を取り巻く経営環境が大きく変化する中、有意義 国民生活において放送が持っている機能や影響力に照らし、デメリットが極力少なくなるように制度を整備することが不可欠
	○ 制度化する持株会社の形態	<ul style="list-style-type: none"> 個々の放送事業者の自律性や地域性の確保と、グループ全体としての経営効率の向上とを両立できる面でメリットがある純粋持株会社とすることが適当
	○ 放送持株会社についての規律の基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> 持株会社形態が採用される場合にも、マスメディア集中排除原則等の規律が引き続き的確に確保されるようにすることが必要
	○ 放送持株会社に関する適格性確保	<ul style="list-style-type: none"> 放送持株会社については、個々の放送事業者に比べ、その社会的影響力がさらに増すことから、適格性を適切に確保することが必要 適格性については、制度上の仕組みを設け、設立時のみならずその後も継続して確保することが必要 適格性の具体的内容としては、マスメディア集中排除原則への適合性や一定の財政的基盤があることのほか、適切なガバナンスが確保されていること、放送事業の経営管理についての知識・経験と社会的信用があること等が考えられる このうち、適切なガバナンスの確保については、今後さらに検討を深めることが必要
放送持株会社についての規律の在り方	○ マスメディア集中排除原則の適用 <ul style="list-style-type: none"> まずは放送持株会社が子会社とし得る放送事業者の数等に一定の制限を設け、その後の状況に応じて段階的に緩和していくことが適当 一定の制限については、一の者が所有又は支配できる放送局等の数を制限する現行の方法とは異なる新たな尺度を導入することが考えられる 制限に関する尺度や具体的内容については、放送持株会社についての規律内容、放送事業者のニーズ、放送メディアの普及状況、視聴者の視聴動向等を勘案し、放送の多元性等の確保に留意しつつ、さらに検討を進めることが適当 同一地域の複数の放送事業者を子会社とすることは、放送の多元性等に直接影響を及ぼすことから禁止することが必要 異なる地域の複数の放送事業者を子会社とすることは、そのような影響を及ぼすものではないことから、メリットを十分に確保するため、全国をカバーできるようにすることも念頭において検討することが適当 放送持株会社に対する出資は、その持株会社が複数の放送事業者を子会社として完全支配していることから、子会社である複数の放送事業者に対し、同時に出資することに相当するものとして扱うことが適当 	

総務省

項目	ポイント	
放送持株会社についての規律の在り方	○ 外資規制	<ul style="list-style-type: none"> 放送持株会社については、子会社である放送事業者に対する外資規制の実効性を確保しつつ、的確なグループ経営を可能とする観点から、外資規制の対象とし名義書換拒否権を付与することが適当
	○ 子会社である放送事業者の番組編集の自由と地域情報の確保	<ul style="list-style-type: none"> 子会社である放送事業者の番組編集の自由の確保を含め、業務運営の適正を確保するために一定の義務を放送持株会社に課すことが必要 子会社であるローカル局の地域番組を十分に確保するため、従来の構造規制に代え、一定割合の地域番組の提供を確保する行為規制を導入することが必要
	○ 放送番組審議機関の設置	<ul style="list-style-type: none"> 子会社である放送事業者は、通常、地域的一体性がない異なる放送対象地域で各々の地域番組等を提供することが想定されること等を踏まえ、放送番組審議機関の共同設置を認めることは、地域番組を適切に確保する観点から適当ではない 現行制度上、放送区域が3分の2以上重複する場合等には番組審議機関の共同設置が認められているが、当該規定は適用除外とすべき
	○ 放送番組の保存	<ul style="list-style-type: none"> 持株会社によるグループ経営を通じた効率化を図る観点から、子会社である複数の放送事業者の番組の共同保存を制度的に可能とすることが適当 なお、放送番組の保存は訂正放送等の制度と密接に関連することから、番組の管理は各放送事業者が行うものであることを制度的に確保しておくことが必要
	○ 放送持株会社の子会社の事業範囲	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度上、放送事業者の行う事業の範囲について直接の規制は行われていないことから考えると、放送持株会社の子会社の個々の事業内容に制限を設けることは必要ない ただし、子会社である放送事業者の資産総額が放送持株会社の資産総額の一定割合を占めていることなど放送持株会社としての実体を有していることを放送持株会社の一つの要件として求めることも考えられる

衛星放送についての規律の在り方（第4章）

総務省

項目		ポイント
CS放送についての規律の在り方	○ マスメディア集中排除原則	<ul style="list-style-type: none"> 周波数の希少性が緩和傾向にあることを踏まえ、CS放送についてのマスメディア集中排除原則を一般的に緩和することが考えられる 例えば、現在認められている数の2倍程度の中継器を所有又は支配できるようにすることが考えられる このような緩和を行う場合においても、地上放送事業者やBS放送事業者については、多元性の確保等の観点から、引き続き、その他の事業者よりも厳しい制限を課すことが必要
	○ CSプラットフォーム事業	<ul style="list-style-type: none"> 上記の状況の変化が、現時点ではマスメディア集中排除原則を一般的に緩和する根拠とはならない場合においても、CS放送事業者に対して放送の多様性確保についての規律を新たに課すことを条件として、特例的に緩和することが考えられる（多様性確保についての規律を受けるCS放送事業者を「特定CS放送事業者」という。） この規律は、例えば、番組のジャンルごとに調和の取れた構成とするよう努めることなど、必要最小限のものとするのが適当 緩和の程度や地上放送事業者・BS放送事業者への適用については、一般的な緩和の場合と同様 一般的な緩和については、現在、H. 264等の導入に向け、技術基準に関する制度整備の準備段階であること、特例的な緩和については、多様性確保の規律によっても放送の多元性を十分確保し得ないという懸念や多様性確保の具体的な規律の在り方など、さらに検討を進めるべき事項がある 当面は、これらの事項について検討しつつ、一般的な緩和と特例的な緩和のいずれが適切かについてさらに検討を進めることが適当

総務省

項目		ポイント
CS放送についての規律の在り方	○ CS放送に関するその他の課題	<ul style="list-style-type: none"> 一定数のチャンネルごとに番組準則を適用し、特定の事項のみを扱うチャンネルを可能とするような変更については、①現在の視聴者意識からは視聴者保護の観点で支障が生じる可能性があること、②番組審議機関の在り方についても併せて見直しを行う必要があること等から、慎重に行うことが適当 このため、CS放送事業者についての番組準則の適用の在り方については、引き続き検討を重ねることが適当 衛星事業者とCS放送事業者の経営統合については、現在設けられている個々の規律の確保に留意しつつ、衛星放送全体としての発展や適切な競争の確保に配慮しながら、さらに検討を進めることが適当
BS放送についての規律の在り方	○ BS放送と地上放送の兼営	<ul style="list-style-type: none"> 「全国」を対象に広告放送を行うBSデジタル放送について地上放送との兼営を認めることは放送の多元性の確保への支障等が懸念されること、平成19年12月に新規参入が予定されていることを踏まえると、現時点で既存の事業者の状況を前提に規律の変更を検討することは適切ではない このため、現時点で地上放送とBSデジタル放送の兼営を認めることは適当ではないが、今後の環境変化を注視しつつ、引き続き検討をしていくことが適当 放送持株会社の制度が設けられる場合、放送持株会社の下で地上放送事業者（キー局）とBSデジタル放送事業者が子会社となる形での経営統合は、放送の多元性、多様性、地域性の確保についての配慮が行われることを前提として、認める余地がある なお、有料でサービスを提供している事業者については、CS放送とのバランスも踏まえ、マスメディア集中排除原則を緩和することも考えられるところ、この点については、BS放送全体の準基幹放送としての位置付けに十分留意しつつ、引き続き検討することが必要

新たな放送サービスへの対応（第5章）

項目		ポイント
サーバー型サービス	○ 現行制度上の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> サーバー型サービスは、リアルタイム型、蓄積型のいずれについても、放送法上の「放送」に該当し、放送としての規律を受けることになる ただし、今後、サーバー型サービスが普及し、その具体的な視聴形態等が明らかになった段階で、メディア特性を十分に踏まえ、より適切な放送規律を設けることについて検討することが必要 「放送」は公衆が直接受信した上で「同時に視聴する」か「異時に視聴する」かを問わないものと解すべきであるが、これを法文上明確にするかどうかについては将来的な課題として更に検討することが適当
	○ 今後の制度整備の必要性	<ul style="list-style-type: none"> サーバー型サービスを「有料放送」ではないとして料金についての規律の対象外とすることは、視聴者保護の観点から問題 このため、蓄積後に暗号を解読して視聴することに課金するサービスを含め、放送法上の「有料放送」としての規律を適用するよう、解釈の明確化又は必要な制度整備を行うことが適当 視聴者からみて一体的なサービスについて、放送として扱われる部分は料金等が規律される一方、通信として扱われる部分には規律がないことは、場合によっては、視聴者利益が十分に確保できなくなることも想定されるため、運用面で十分に留意するとともに、制度面でも必要に応じ見直しを行うことが必要
地上デジタルテレビジョン放送の携帯端末向けサービス	○ 今後の制度整備の必要性	<ul style="list-style-type: none"> テレビジョン放送免許について、携帯端末向けに本放送とは別の内容を放送する「独立サービス」が実施できるよう、法改正を含む制度整備を行うことが必要 今後、放送のデジタル化がさらに進展した段階では、テレビジョン放送とラジオ放送を区別している現在の制度自体についても、視聴者利益を確保する観点から見直しを行うことが必要

IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会

報告書

要旨

IP化の進展に対応した競争ルールの在り方について —新競争促進プログラム2010—

- 第1章 IP化の進展に伴う競争環境の変化と競争ルール見直しの必要性
- 第2章 IP化の進展に対応した競争政策に関する基本的考え方
- 第3章 今後の接続政策の在り方
- 第4章 今後の料金政策の在り方
- 第5章 ネットワークの中立性の確保の在り方
- 第6章 その他の検討すべき政策課題
- 第7章 新しい競争促進プログラムの策定に向けて

第1章 IP化の進展に伴う競争環境の変化と競争ルール見直しの必要性

1. IP化の進展に伴う競争環境の変化 (p. 3)

(1)ブロードバンド化の進展 (p. 3)

ブロードバンド市場における活発な競争はブロードバンドサービスの低廉化や高速化をもたらしており、我が国は世界で最も低廉・高速なブロードバンドサービス環境を享受することができる国の一つとなっている。

(2)水平的市場統合の進展 (p. 3)

IP化の進展に伴う市場の統合によって、従来のサービス区分の垣根が低くなってきている。このため、従来サービスごとに構成されていた市場内での競争(イントラモダル競争)は次第に意味を持たなくなる。これに代わり、段階的に統合された市場における競争(インターモダル競争)が実現するようになり、伝送プラットフォームの融合を通じて、水平的な市場

統合が進展していくものと考えられる。

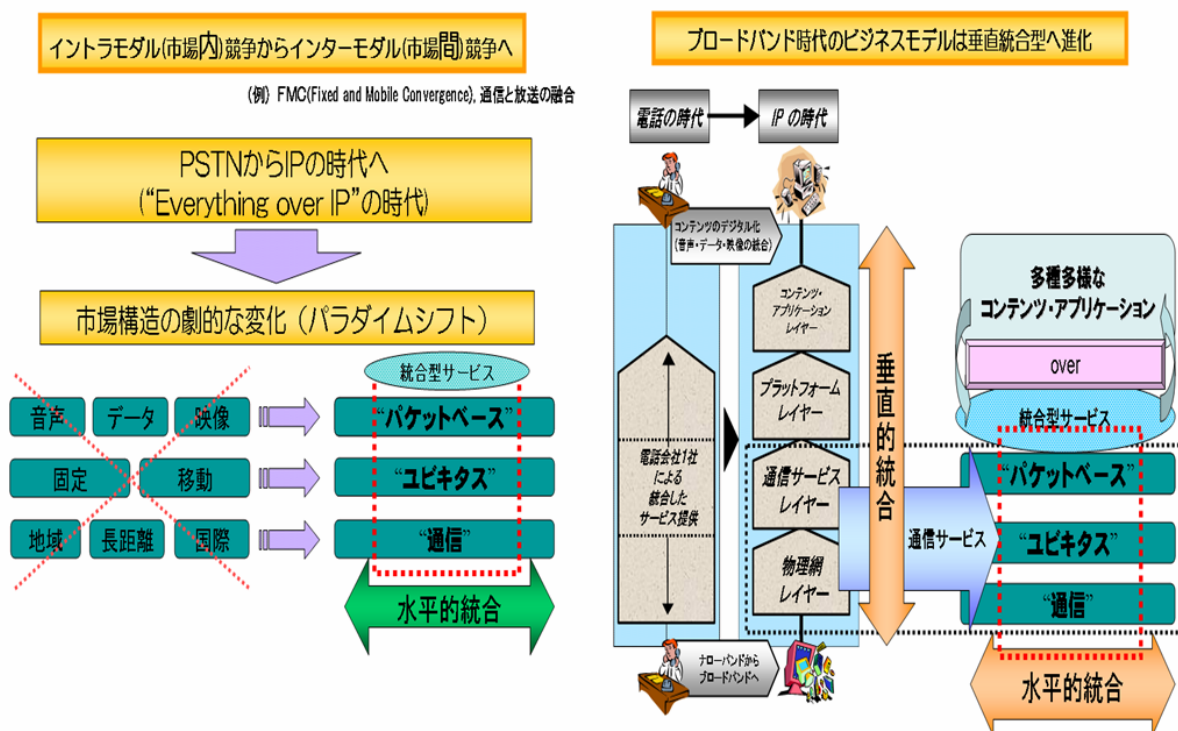
(3) 垂直的市場統合の進展 (p. 4)

ブロードバンド化やIP化の進展に伴い、ビジネスモデルも大きく変貌を遂げつつある。こうしたビジネスモデルを分析するための枠組みとして、レイヤー型競争モデルを採用する。

レイヤー型競争モデルにおいては、①物理網レイヤー、②通信サービスレイヤー、③プラットフォームレイヤー(認証・課金、QoS 管理、著作権処理など、コンテンツ等を通信サービスレイヤーで円滑に流通させるための機能)、④コンテンツ・アプリケーションレイヤーの4つのレイヤーに分けて分析を行う。

最近のビジネスモデルを見ると、川上から川下まで一貫して提供するビジネスモデルが確立されている。こうした垂直統合型のビジネスモデルは、一社単独で構築する場合もあれば、複数の事業者が共同して提供する場合もある。こうしたビジネス展開を可能としている背景には、IP化の進展に伴う各レイヤーの機能分離(アンバンドル)がある。すなわち、各レイヤーの機能はいわばモジュール化され、各モジュールを組み合わせ、より付加価値の高い統合的なサービスを提供しようというビジネスモデルが多数登場してきている。

IP化の進展に伴う競争環境の変化



2. IP化の進展に対応した競争ルール見直しの必要性 (p.5)

我が国の電気通信市場における競争ルールは、04年の改正電気通信事業法の施行等により、事前(ex ante)規制型から事後(ex post)規制型へと移行し、事前規制は市場支配力

の濫用を防止するためのドミナント規制等に限定されることとなった。

しかし、こうした競争モデルの変更を実施した後、急速に水平的な市場統合や垂直的な市場統合が顕在化し、IP化の本格的な進展が現実的なロードマップとして視野に入るようになってきた。このため、レイヤー型競争モデルを活用しつつ、ブロードバンド市場全体の視点から改めて競争ルールの在り方を検討することが必要になってきている。

我が国のブロードバンド市場は世界最先端のブロードバンド基盤を有しているが故に、世界に先駆けて新しい問題に直面する可能性もある。本懇談会のミッションは、IP時代のビジネスモデルやネットワーク構造が具体化し始める中、これに対応した競争モデルについて、検討のロードマップを明確化することにある。

第2章 IP化の進展に対応した競争政策に関する基本的考え方

1. IP化の進展に対応した競争ルールの運用原則 (p. 8)

競争ルールの検討に際してはその運用原則を明確にし、これに沿って競争ルールの展開を図っていく必要がある。

IP化の進展に対応した競争ルールの運用原則として、①通信レイヤー(物理網レイヤー及び通信サービスレイヤー)における公正競争の確保、②垂直統合型ビジネスモデルに対応した公正競争の確保、③競争中立性・技術中立性の確保、④利用者利益の保護、⑤競争ルールの柔軟性・透明性・整合性の確保という5項目に整理することが適当である。

2. 検討に際しての時間軸 (p. 10)

本報告書では、2010年代初頭をマイルストーンとして設定し、競争ルールの在り方を検討する。

その根拠としては、①2010年がIT新改革戦略(06年1月、IT戦略本部決定)やu-Japan 政策(04年12月公表)等の最終目標年であること、②各通信事業者によるIPベースの次世代ネットワークの構築が本格化し、2010年代初頭において、IP網への移行が相当程度進展していると考えられること(IPベースのサービスは「従」から「主」へ)、③2010年代初頭においては通信・放送の融合・連携が具体的に進展している可能性が高いと見込まれるという3点に集約される。

第3章 今後の接続政策の在り方

1. 設備競争とサービス競争の適正なバランス (p. 12)

(1) 基本的な考え方 (p. 12)

電気通信事業分野における競争促進を図るという観点からは、各事業者が自ら線路設備などのネットワークを構築する設備競争(facility based competition)と、ボトルネック設備を保有するドミナント事業者のネットワークを競争事業者に開放して競争を促進するサービス競争(service based competition)という2つの形態が存在する。

現在の市場構造を見ると、地域通信市場においてはNTT東西が加入者回線ベースで約94%(05年度末現在)を保有しており、ボトルネック設備を保有することに伴う市場支配力濫用の懸念がある。すなわち、電気通信市場における競争モードはいわば「独占から競争への過渡期」にあると考えられる。

このため、IP化に対応した競争モデルとして、設備競争とサービス競争の双方を促進し、ボトルネック性に起因する市場支配力の濫用の懸念が無くなったと判断された場合にはドミナント規制を解除するなど、設備競争とサービス競争の適正なバランスを図っていくことが必要である。

(2) 欧米における市場環境と競争政策 (p.13)

米国やEUにおける競争ルールからは様々な政策的含意を得ることが出来るが、それぞれの政策の方向性については市場構造の違いや採用された競争政策の歴史的経緯の違いなどを踏まえることが必要である。

米国においては、CATV事業者とRBOCが通信レイヤーにおける主たる競争軸となっており、これら2大グループが直接的に競合する形で設備競争が実現している。これに対し、我が国においては依然としてNTT東西が物理網レイヤーにおいて加入者回線の約94%を占有している他、99年に実施されたNTT再編はグループ各社の資本関係を維持し、NTT及びNTT東西については、NTT法に基づく規制が引き続き適用されている。このため、旧AT&Tの構造分離を起点とする米国通信市場の発展形成の過程や現在の市場構造は、我が国と状況が大きく異なるものである。

一方、EU加盟各国の市場構造は我が国の市場構造に比較的近いが、EUにおける市場構造の特徴の一つは、加盟各国におけるドミナント事業者が、他の加盟国において出資・提携を行ったり、再販ベースの事業者となり、既存事業者と競争を行う形でEU域内全体の競争促進が図られている点にある。我が国の場合、持株制度の下でNTT東西の相互参入が実現していない状況にあり、EUとは電気通信市場における競争形態が異なる面がある。

(3) 設備競争の促進に向けた取組み (p. 14)

設備競争の促進に向けた取組みとして、まず第一に、線路敷設基盤の開放促進を図る必要がある。NTT東西が公社時代から構築した電柱・管路等の線路敷設基盤については、

現在、電柱添架手続きの簡素化等について試行実施が行われており、06年9月に当該試行実施の結果を公表し、その後速やかに、今後の取組方針について取りまとめを行うこととなっている。これを受け、06年度中を目途に簡素化手続きを確定し、これを「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に盛り込み、本格実施に移行することが適当である。

また、併せて関係事業者等で構成するフォローアップ体制を作ると共に、紛争事案などについてデータベース化を図る他、紛争処理機能の強化を図ることが適当である。

第二に、地方公共団体等の光ファイバ網については、「次世代ブロードバンド戦略2010」(06年8月公表)に基づき、一層の開放を図ることが適当である。

第三に、5GHz帯の高速無線LANシステムや2.5GHz帯を用いた広帯域移動無線システム等の新しい無線系アクセス技術の導入を図るとともに、CATVの上り回線の広帯域化への対応等の所要の環境整備を図ることが望ましい。

2. 接続政策に関する基本的視点 (p.17)

(1) 接続政策の経緯 (p.17)

これまでの接続政策は、NTT東西のネットワークのボトルネック性に着目し、当該ボトルネック設備のオープン化を通じて、競争事業者がNTT東西と同等の条件でサービス提供を可能とするための公正競争環境を整備し、サービス競争の促進を図ることを主眼として展開されてきた。

(2) 接続政策の基本的方向性 (p.19)

競争事業者はNTT東西のボトルネック設備を利用せざるを得ないという設備の不可欠性が存在していることに鑑み、引き続き、接続ルールにより事業者間の競争を促進することが必要である。

3. 指定電気通信設備の在り方 (p.20)

(1) 検討の視点 (p.20)

現行の指定電気通信設備の指定基準の在り方について検証を行うとともに、NTT中期経営戦略で提示されたNTTグループの連携に対する政策的対応の方向性、指定電気通信設備制度の見直しの在り方などについて検討を加える。

(2) 指定電気通信設備の指定基準 (p.21)

第一種指定電気通信設備(固定系)の指定基準について、メタル回線と光ファイバ回線を一体的に運用しているが、引き続き、現在の仕組みを当面維持することが適当である。これは、メタル回線と光ファイバ回線が、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際の優位性を有していること等に鑑みれば、両者を区別すべき合理的根拠は見出し難いことによる。

また、第二種指定電気通信設備(移動系)の指定基準について、EUと同様に閾値を40～50%に引き上げ、当該閾値を越える事業者に対して第一種指定電気通信設備(固定系)と同等のドミナント規制を課すという競争ルールの変更は、固定・移動の両市場の特性の違いに鑑み、現時点では適当でない。

(3)NTTグループの中期経営戦略と指定電気通信設備制度の在り方 (p.25)

1)NTT東西とNTTドコモの連携 (p.26)

NTT東西とNTTドコモの連携によるFMC(Fixed Mobile Convergence)サービスの提供については、基本的に望ましいと考えられるが、両者の市場支配力が結合することにより、固定・移動通信市場の双方に競争阻害的な要素が拡大することが懸念される。

この際、事業者間接続の形態やMVNO活用型によるFMCサービスの提供が考えられるが、競争事業者との同等性の確保が前提となる。なお、設備共用型のFMCについては、公正競争確保の観点から認められない。

また、NTT東西とNTTドコモによる共同営業は原則として適当でない。なお、当該サービスの提供に際してはNTT活用業務認可制度による認可が必要であり、認可に際し、必要十分な公正競争確保のための条件を付すことが適当である。なお、政策の予見可能性を高める観点から、速やかに「活用業務認可ガイドライン」等を見直し、これを整理・公表することが適当である。

2)NTT東西とその子会社等の連携 (p.29)

NTT東西は、多様な事業展開や業容拡大を図る観点から、これまでも子会社等を多数設立してきている。また、NTT東西の経営効率化を図る観点からアウトソーシングを目的とする子会社等も設立されてきており、NTT東西の社員数は、再編成時点(99年7月)の約12.7万人から、06年3月時点の約2.0万人まで減少している。

この場合、NTT東西に行為規制を課したとしても、当該子会社等には係る規制が適用されないため、結果としてドミナント規制が回避され、公正競争確保のためのルールが実効性を失う可能性がある。

このため、NTT東西とその子会社等を含め、NTT東西を起点とする共同的・一体的な市場支配力の濫用等を防止するため、先ずは詳細な実態把握を行うとともに、新しい競争ル

ールの整備について早急に検討に着手し、所要の制度整備を行うことが必要である。

3) その他のNTTグループ内の連携 (p.30)

NTT東西をはじめとするグループ内各社の連携については、基本的に、既存の競争セーフガードを包括的に整理し、定期的に公正競争要件が確保されているか検証を加えることが適当である。

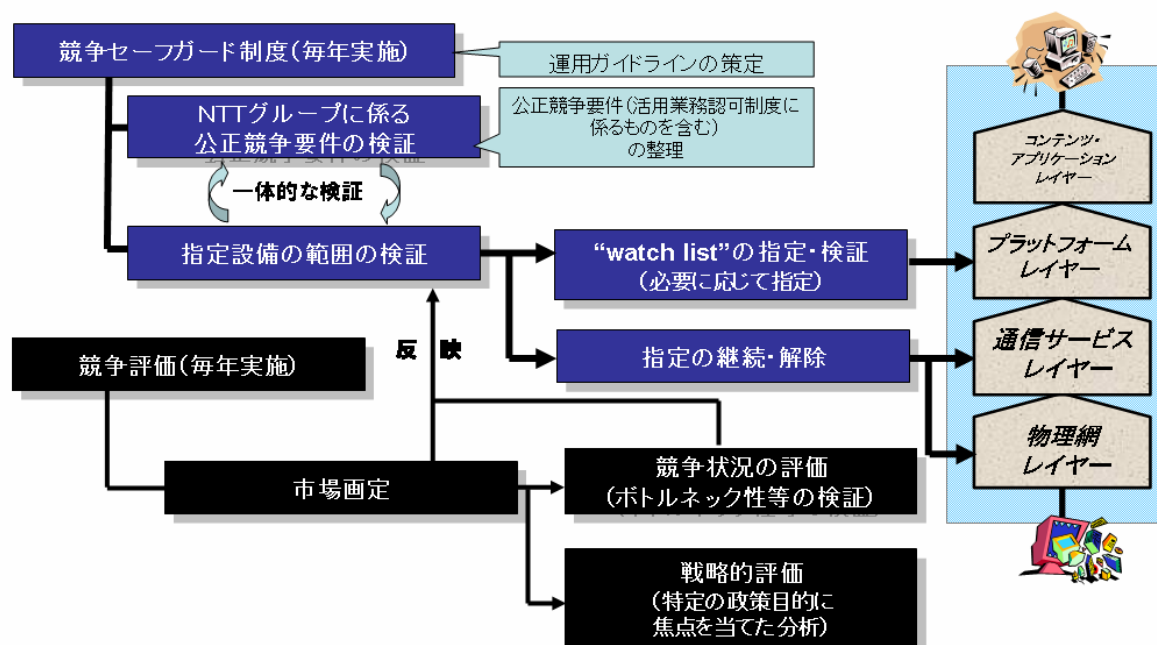
(4) 指定電気通信設備の対象範囲の柔軟な見直し (p.31)

IP化の進展に伴って、指定電気通信設備の範囲について柔軟な見直しができるよう、機能面を重視した指定電気通信設備の見直し、プラットフォーム機能を視野に入れた指定電気通信設備の指定という2点に留意した制度運用を行っていく必要がある。

(5) “競争セーフガード制度”の整備 (p.33)

現行の指定電気通信設備制度の整備を包括的・体系的に行うこととし、“競争セーフガード制度”の整備について速やかに措置することが適当である。具体的には以下のとおりである。

競争セーフガード制度の整備



① 指定電気通信設備の範囲については、毎年、定期的にレビューを行うこととし、併せて、

NTTグループに係る累次の公正競争要件について、その有効性を検証する。

- ② 指定電気通信設備の範囲として、通信レイヤーの設備について特に機能面に着目して検証する。同時に、プラットフォームレイヤーの機能についても指定電気通信設備として指定することを視野に入れ、NTT東西の市場支配力が上位レイヤーで濫用されることを防止する。
- ③ プラットフォームレイヤーの機能を指定電気通信設備として指定する場合には、競争阻害の可能性がある場合には「要注視機能」として明示してモニタリングに努めるとともに、市場支配力濫用の可能性が高いと判断された場合には、速やかにこれを指定する。
- ④ NTTグループに係る公正競争要件の検証の結果、当該要件が満足されていないと認められる場合は、行政として所要の措置を講じる。
- ⑤ 当該制度の運用に際しては運用ガイドラインを策定する。

以上の考え方に立ち、速やかに「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」等を策定し、07年度から運用を開始することが適当である。

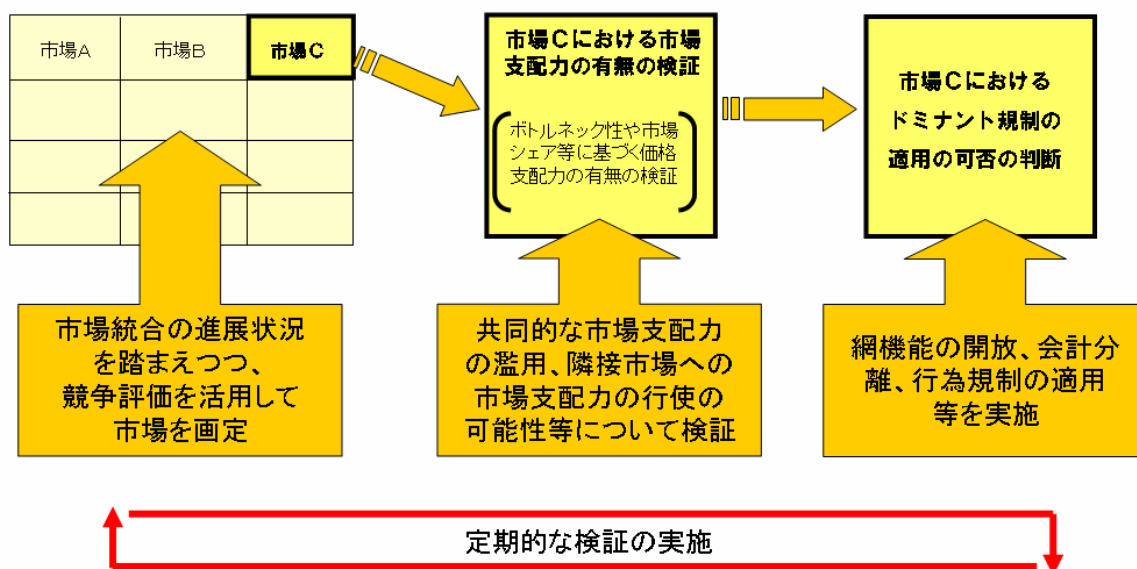
また、これに併せて、NTT東西とその子会社等の共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のための仕組みについても速やかに検討に着手することが望ましい。

なお、競争セーフガード制度と競争評価の関係については、指定電気通信設備制度の包括的な見直し(次項参照)に際し、法改正を含め、改めて整理を図る必要がある。

(6) 指定電気通信設備制度の包括的な見直し (p.36)

現行の一種・二種の指定電気通信設備制度の基本的な枠組みについて、IP化の進展に伴って固定・移動の市場統合が急速に進展する可能性があることを想定しつつ、現行制度の見直しについて速やかに検討に着手することが必要である。

指定電気通信設備制度の包括的な見直し



具体的には、電気通信市場全体について競争評価を用いて市場の画定を行い、画定された各市場ごとに各レイヤー内・レイヤー間の市場支配力の有無を認定し、当該認定に基づいて、オープン化の対象となる指定電気通信設備の指定や市場支配力を有する者に対する行為規制の適用を行う新しい制度の枠組みに移行することを検討すべきである。

今後の検討に際しては、現在総務省で行われている競争評価の手法について、共同支配力やレバレッジを含めた市場支配力の認定の在り方等について検証を行い、当該検証結果を踏まえつつ、10年までには指定電気通信設備制度の包括的な見直し(具体的な枠組みの構築)を行い、運用開始することが望ましい。

(7) その他の検討すべき課題 (p.38)

その他の当面の課題として、①NTT東西の地域IP網の取扱い(次世代ネットワークの構築状況などを注視しつつ更に検討)、②コロケーションルールの見直し(中継ダークファイバに係るWDM装置の設置、局舎スペース等の取扱いや電柱におけるコロケーションルールの整備)、③屋内配線工事に関するルール整備、④回線名義人情報に関する取扱いの見直し等について、速やかに検討に着手し、07年夏までに措置することが適当である。

4. NTT東西の次世代ネットワークの構築に係る環境整備の在り方 (p.42)

NTT東西は次世代ネットワークを用いた本格商用サービスの提供を07年度下期に開始

するとしていることに鑑み、競争事業者も遅滞なくサービス提供ができる環境を可能な限り前広に確保することが必要である。このため、総務省において次世代ネットワークの接続ルールの在り方について検討する場を設け、具体的な検討を始めることが適当である。当該検討結果は適宜取りまとめの上、ルール化が必要と認められるものについては情報通信審議会に随時諮問し、速やかに結論を得ることが適当である。

なお、検討に際しては、映像配信プラットフォーム等のオープン性の確保等に留意が必要である。

また、次世代ネットワークによる商用サービスの提供には活用業務認可制度による認可が必要であるが、当該認可に係るガイドラインに沿って、公正競争確保のための措置を講じることが必要である。なお、同制度については、「地域通信業務を営むための経営資源を活用する」という制度趣旨の再検証が必要である。また、当該制度を用いた認可により、結果としてNTT東西が地域通信業務を営む会社であるというNTT法の制度趣旨が相対的に失われていく可能性があることにも留意が必要である。

5. 第一種指定電気通信設備に係る会計制度の見直し (p.45)

市場構造が変化する中、費用配賦基準や法定耐用年数の妥当性の検証など、接続会計及び役務別会計の在り方について、専門家で構成する検討の場を速やかに設け、07年夏を目途に結論を得ることが適当である。

6. 接続料算定の在り方 (p.46)

(1) PSTN接続料の在り方 (p.46)

PSTN接続料については、09年度までNTS(Non Traffic Sensitive)コストの付け替えが行われることが想定されるため、情報通信審議会における次期接続料見直しにおいては、08～09年度の接続料について、現行モデルの改修を基本として具体的な結論を得るとともに、10年度以降の接続料算定の在り方の基本的な方向性についても併せて検討を行い、07年中に結論を得ることが必要である。

10年度以降の接続料算定の在り方については、LRIC方式の継続、実際費用方式への移行、ビル&キープ方式への移行等が選択肢となり得るため、これら複数の手法について比較考量することが必要である。

なお、PSTN接続料の算定方法の見直しに際しては、東西均一接続料を見直すとともに、PSTNとIP網の並存の在り方等について関係者間で更に議論を深めることも必要であろう。

(2) 光ファイバに係る接続料の在り方 (p.50)

光ファイバに係る接続料の在り方については、今後とも相当の需要が継続的に見込まれることから、引き続き将来原価方式で算定することが適当である。その際、稼働芯線数、設備投資コストに係る先行投資分、光ファイバの耐用年数、競争事業者に起因する設備投資リスクへの対応などについて検証が必要である。

ちなみに、光ファイバ網の開放義務を課しているということは設備投資からのフェアリターンを得ることを禁止するものではない。当該接続料について、適正な投資リスクと報酬率が確保されているとすれば、これを競争事業者に貸与することによってNTT東西は適正水準の利益を上げることが出来る点は留意が必要である。

なお、具体的な接続料水準の変更については、当事者たるNTT東西による接続約款の変更認可申請を待って、上記の検証項目を踏まえて対応していくことが望まれる。その際、あくまで挙証責任は当事者であるNTT東西にある。また、接続料を変更すべき合理的な理由があれば、適宜、NTT東西は行政当局に対して申請を行うことは可能である。

(3) その他の検討すべき課題 (p.53)

NTT東西の次世代ネットワークの接続料について、本格商用サービスを開始する07年度下期を念頭において速やかに結論を得る他、スタックテストに関する制度整備や事後精算制度の廃止を含めた見直しを07年夏までに行うことが適当である。

7. 接続形態の多様化への対応の在り方 (p.54)

ISP間の接続(ピアリング・トランジット)については、上位ISPと下位ISPとの関係の変化、通信網を保有する通信事業者のIP網への移行等を背景として、ISP間の接続についても従来の市場メカニズムを通じた事業者間精算の健全性が損なわれることが懸念される。このため、ISP間接続について、今後、紛争事案が登場してくる可能性がある。

そこで、ISP市場における市場支配力の濫用など公正競争阻害の要素が働かないよう、行政当局は当該市場のモニタリングを強化・継続し、紛争処理機能なども活用していくことを旨としつつ、ISP間接続を巡る紛争解決に向けたガイドラインの作成など、適宜、所要の措置を講じていくことが望ましい。

8. MVNOを含む移動通信市場における競争促進の在り方 (p.57)

周波数制約の中で移動通信市場の競争促進を図るため、MVNOの新規参入を促進することが適当である。MNOが他業態へ進出している一方、MVNOとして他業態から移動通信市場に参入することにより、新しいビジネスモデルが生まれ、MNOとMVNOとのパートナーシップによる新たな“win-win”の関係が生まれることが期待される。

MNOとMVNOとの間の法制上の関係としては、卸電気通信役務と事業者間接続のいずれの形態を採用することも可能であり、基本的には当事者間の問題である。しかしなが

ら、MVNO市場の健全な発展を促すため、06年中を目途に「MVNO事業化ガイドライン」を改正し、MNO側の技術仕様・取引条件(例えば、接続を拒否可能な事由)の明確化等を行うことが適当である。

第4章 今後の料金政策の在り方

1. 料金政策に関する基本的視点 (p.61)

電気通信サービスの料金については、現行のデタリフ化に至る数次の規制緩和が行われ、行政当局による介入を最小限に限定してきた。現在の料金政策は、市場支配力の濫用防止と利用者利益の保護という2つの要件を組み合わせつつ、構成されている。

2. プライスキャップ規制の在り方 (p.62)

プライスキャップ規制については、IP網への移行期における基準料金指数の在り方や加入者回線サブバスケットの廃止について、次回の基準料金指数の見直しが行われる09年度までに検討を行い、所要の措置を講じるとともに、当該規制とユニバーサルサービス制度との関係についても検討を行うことが適当である。

3. 新しい料金体系への対応の在り方 (p.65)

新しいビジネスモデルによって提供される通信サービスの料金メニューの適正性という観点からは、サービス提供に要するコストが利用者料金あるいは広告収入によって適正に回収されるものである限り、現時点において料金政策上の特段の問題はない。

しかし、公正競争を確保すると共に利用者利益の保護を図るため、料金設定における不適正事案に関するガイドラインの策定、役務別会計の見直し等の検討を行う必要がある。また、料金メニューの多様化が進展する中、①ベストエフォート型サービス料金の在り方、②利用者保護法制の拡充、③標準的な料金バスケットの開発等を検討すべきである。

第5章 ネットワークの中立性の確保の在り方

1. ネットワーク構造の変化とネットワークの中立性 (p.69)

IP網の利用については、利用者の観点に立ち、ネットワークの中立性(network neutrality)を確保していくことが求められる。具体的には、

① 利用者がIP網を柔軟に利用してコンテンツ・アプリケーションレイヤーに自由にアクセス

可能であること

- ② 利用者が技術基準に合致した端末をIP網に自由に接続し、端末間の通信を柔軟に行うことが可能であること
- ③ 利用者が通信レイヤー及びプラットフォームレイヤーを適正な対価で公平に利用可能であること

という3つの原則が確保される必要がある。

このネットワークの中立性を確保するために具体的に求められる政策評価パラメータとして、ネットワーク利用の公平性及びネットワークのコスト負担の公平性という2点に着目する必要がある。

2. ネットワーク利用の公平性 (p.70)

IP網においてはエンド側(端末レイヤー及びコンテンツ・アプリケーションレイヤー)にインテリジェンス機能(サービス制御機能等)を持たせることが可能となっている。他方、通信事業者が構築を進めている次世代ネットワークは、その保有するIP網の中にインテリジェンスを実装する方向にある。

IP化の進展により、ネットワーク側だけにインテリジェンスを持たせることによって技術革新の担い手が限定され、その成果もネットワーク内に閉じ込めることとなる可能性がある。このため、ネットワーク側とエンド側の双方にインテリジェンスを実装することを可能にする、換言すれば、垂直統合型のビジネスモデルにおいて、ある特定のレイヤーが他のレイヤーによって一方的に制御・支配されるということを排除する必要がある。このため、各レイヤー間の真のオープン化を確保することにより、ネットワーク利用の公平性が確保される。

具体的には、ドミナント事業者のプラットフォーム機能のオープン化、特定アプリケーション機能に係る利用制限の妥当性の検証、端末レイヤーに対するオープン性の確保等が求められる。

3. ネットワークのコスト負担の公平性 (p.74)

近年パケット通信量が加速的に増加しているが、その要因は上位レイヤーから下位レイヤーの様々な場所に存在しており、その原因者とそれによって生み出された増加トラフィックの関係を明確に把握することが困難であるという問題が存在する。このため、通信網の増強におけるコストシェアリングモデルの中立性を確保する必要がある。

具体的には、帯域別料金の妥当性、リッチコンテンツの配信に係る追加的料金徴収の妥当性、コストシェアリングモデルと急速な技術革新との関係等について検証する必要がある。

4. 米国におけるネットワークの中立性を巡る議論の動向 (p.78)

05年8月、FCCは政策宣言「ブロードバンド開発を促進し、公共インターネットの開放性と相互接続性を維持・促進するための4原則」を採択した。これを受け、連邦議会においても、ネットワークの中立性を巡る法制化の議論が行われている。

5. 今後の検討の在り方 (p.79)

ネットワークの中立性を巡る議論は単に概念的な問題ではなく、この考え方を一つの枠組みとして、個別具体的な様々な政策課題を整理することができる。ブロードバンド大国となった我が国においては、ネットワークの中立性を巡る問題が世界に先駆けて具体化する可能性があるため、行政当局においては、ネットワークの中立性について関係者による検討の場を設け、07年夏を目途に第一フェーズの検討を行うことが望ましい。

第6章 その他の検討すべき政策課題

1. 端末レイヤーにおける競争促進の在り方 (p.81)

IP化に対応した端末機能(通信品質、安全・信頼性、端末とネットワークの接続性・運用性という基本機能)に係る競争環境を整備するため、認証制度の在り方等の検討が必要であり、07年中に結論を得ることが適当である。

また、携帯端末市場における競争促進が必要である。競争促進の観点からは、販売奨励金の廃止等やSIM(Subscriber Identity Module)ロックの解除等について検討が必要であり、先ずは関係当事者の参画も得た形で検討の場を設け、利用者利便の向上等の観点から、07年夏を目途に結論を得ることが適当である。

2. 紛争処理機能の強化 (p.86)

IP化の進展に伴いビジネスモデルの多様化が進展することが見込まれる中、迅速かつ円滑な紛争処理を確保するための機能強化を図る観点から、通信事業者と上位レイヤーの事業者間の紛争も取り扱うことを可能とする他、競争事業者による回線設備等の自前設置の際の電柱等の所有者との間の紛争について、紛争処理委員会におけるあっせん・仲裁を認める等、紛争処理機能の強化を図る必要がある。

また、意見申出制度については、申出者の秘密保護に合理的根拠があると認められる場合には当該申出者を特定できる情報を開示しないといった仕組みについて06年度中を目途に導入することが適当である。

3. ユニバーサルサービス制度の見直し (p.88)

PSTNからIP網への移行が急速に進展すると見込まれる中、ユニバーサルサービス制度の対象範囲やそのコスト算定の方法についてフィージビリティスタディを行い、07年中にその結果を取りまとめるとともに、09年段階で本格的な検討を行うことが望ましい。

従来のユニバーサルサービスという概念を採用する限り、急速な技術革新に対応し、常にその定義を更新していくことが必要となり、制度の安定的な運用が損なわれる可能性がある。検討に際しては、例えば「ユニバーサルサービス」というサービス概念を改め、ブロードバンドサービスへのアクセスについて、地域間格差なく誰もが利用可能な条件で利用できることを確保する「ユニバーサルアクセス」の概念を含め、今後更に検討を深めて行くことが適当である。

その際、①モビリティを有するサービスにおいて「あまねく提供」されているという点をどう定義するか、②ブロードバンドアクセスをすべてユニバーサルサービス制度の補填対象とすると補填額が膨らむ可能性があるが、この点を踏まえ、コスト算定モデルをどう考えるか、③ユニバーサルサービスの要件の一つである料金の低廉性について、いかなる判断基準を設定することが適当か、といった点について慎重に検討していくことが求められる。

4. 市場退出ルールの見直し (p.91)

事業の休廃止に係る手続きについて06年度中を目途に現行制度の問題点を整理し、必要に応じてガイドライン等を取りまとめることが適当である。

5. その他行政に求められる事項 (p.92)

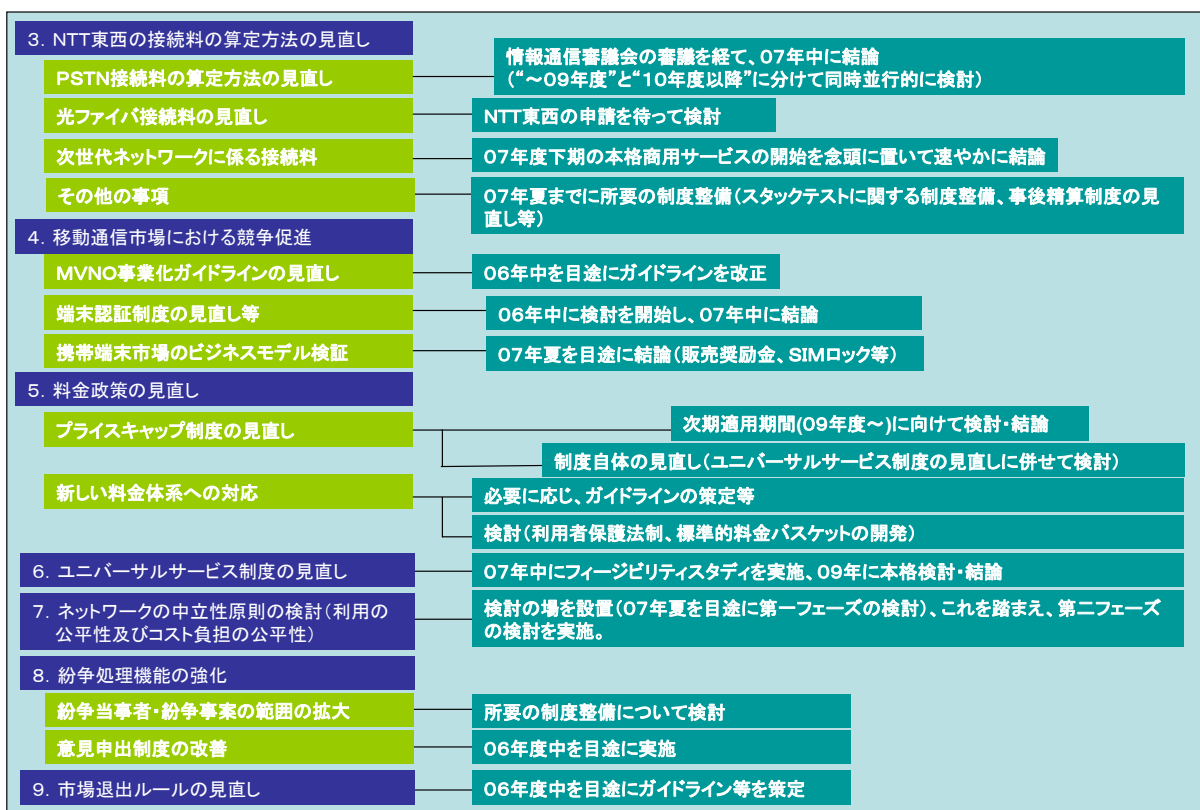
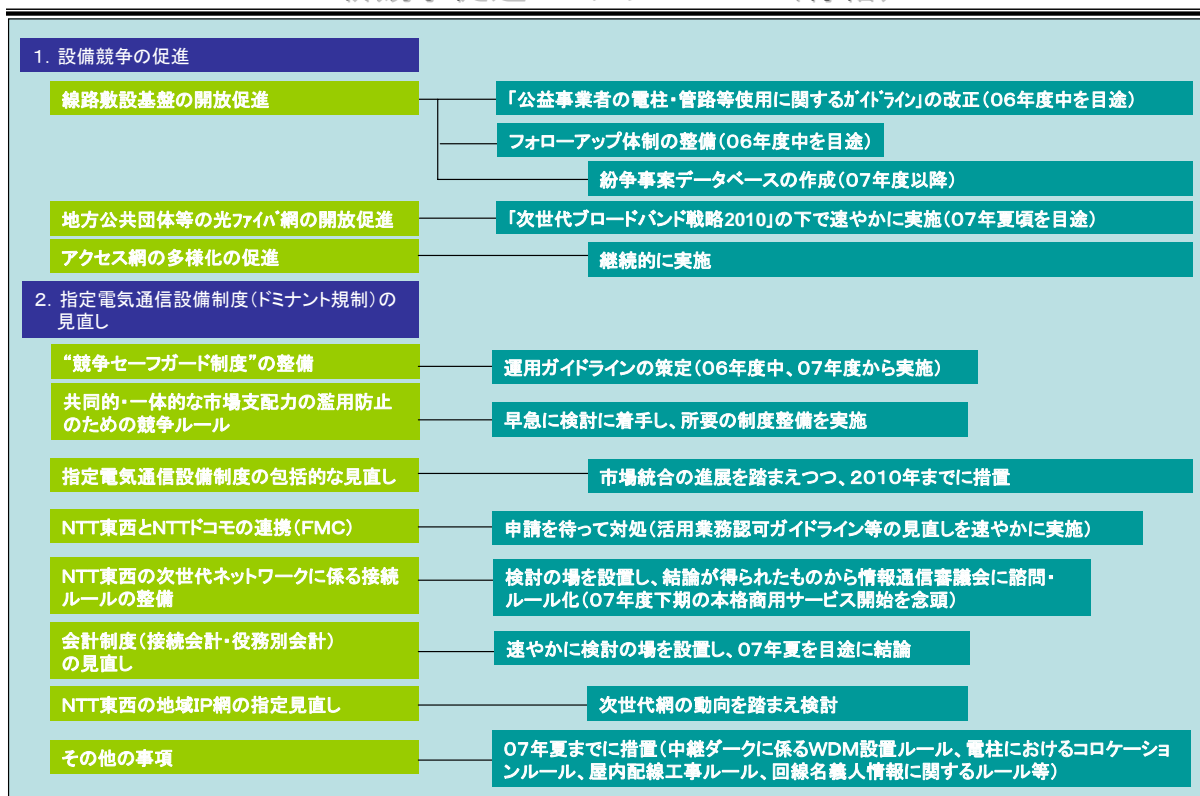
行政においては、競争ルールの透明性の確保(例えば「競争政策ポータルサイト」の開設)、電気通信番号の在り方の検討、国際的に生じる課題への対処(例えば、ピアリングを巡る国際的な紛争事案への適切な対処)、競争ルールの国際的整合性の確保に向けた積極的な貢献などを図ることが求められる。

第7章 新しい競争促進プログラムの策定に向けて (p.94)

総務省においては、本懇談会の提言を踏まえ、IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関し、新しい政策アジェンダ「新競争促進プログラム2010」を速やかに取りまとめることが望まれる。

本プログラムについては情報通信審議会に報告することが望ましい。また、その進捗状況について、毎年、プログレスレポート(現状報告書)を取りまとめ、同審議会に報告するとともに、広く関係者の意見を求める等、PDCAを行うとともに、本プログラム自体についても定期的にリボルビングを行うことが望ましい。

新競争促進プログラム2010(骨格)



ICT国際競争力懇談会 最終とりまとめについて

平成19年5月24日
総務省

我が国経済にICT産業が果たす役割

○ ICT産業は経済成長の原動力

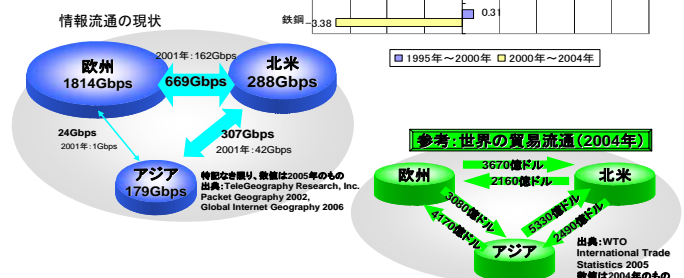
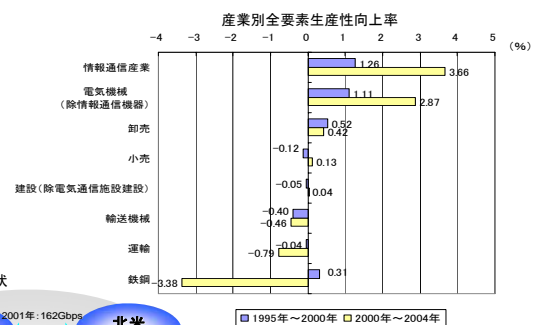
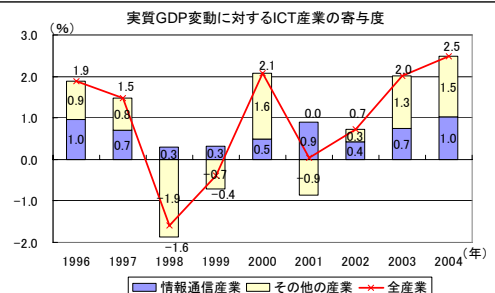
- ・ICT産業の実質GDPに対する寄与度は40%
- ・ICT産業の経済成長に対する牽引力を更に強化するために、ICT産業の国際競争力強化が不可欠

○ ICT産業とICT利用産業の好循環構造の構築

- ・ICT産業が経済成長を牽引
- ・各産業・各企業がICTの利用の進展を通じた生産性向上により経済成長が実現

○ ソフトパワーの強化

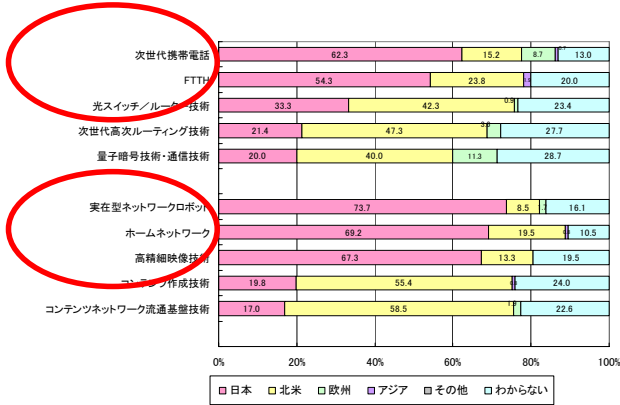
- ・貿易の流れは、米・欧・アジアでほぼ均衡しているのに対して、情報の流れは不均衡
- ・アジアの健全な発展のために情報の不均衡是正が必要であり我が国が重要な役割



ICT産業における我が国のシェア

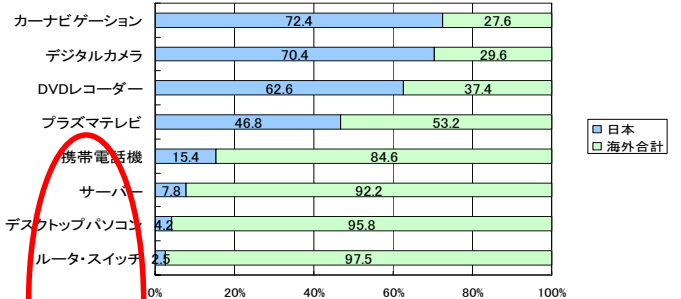
- 次世代携帯電話、光通信、情報家電等については、我が国の技術・製品に強み。
- 一方で、携帯電話、パソコン関連、ソフトウェア関連の競争力は弱い。

情報通信技術の優位性についての専門家評価

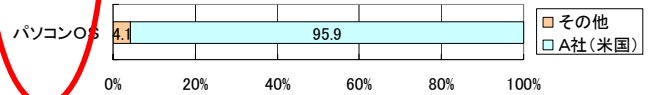


(出典) 「ユビキタス社会の動向に関する調査」

日本企業のシェア



パソコンOSの市場シェア



(出典) 平成18年版「情報通信白書」等

アジア・BRICsの強力な成長ポテンシャル

- アジアの人口は世界の6割
- 実質GDP成長率は世界平均の1.6倍(ASEAN平均)~3倍(中国)
- BRICsの名目GDP合計は、日本以下(2004年)→日本の4倍以上(2030年)に拡大

世界全体の人口
65.4億人

アジア人口39.5億人
 ・中国 13.2億人
 ・インド 11.2億人
 ・インドネシア 2.3億人
 ・ベトナム 85百万人

注:2006年の人口

国連人口基金「世界人口白書2006」

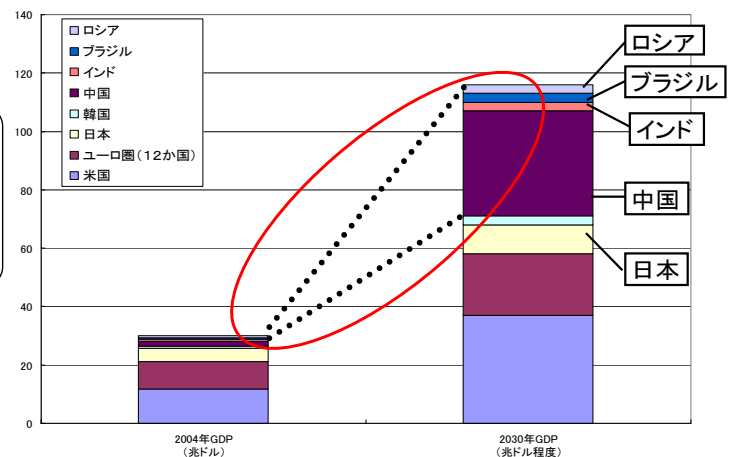
世界の実質GDP成長率平均
3.3%

実質GDP成長率
 ・中国 10.2%
 ・インド 8.4%
 ・ASEAN 5.3%

注:2005年の実質GDP成長率

内閣府「世界経済の潮流2006秋」

名目GDPの比較



注:日本は、経済財政展望WGケース

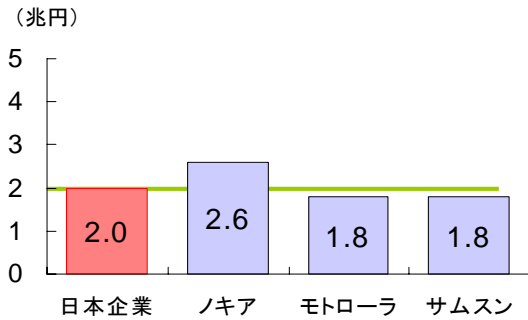
経済財政諮問会議「日本21世紀ビジョン」に関する専門調査会 グローバル化ワーキンググループ報告書

日本メーカーと海外メーカーの商品別売上高比較

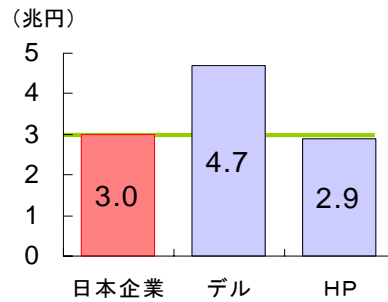
- 携帯電話やパソコンなどの情報通信機器市場では、日本の主要メーカーの売上高を全て合計しても、海外主要メーカー1社の売上高に及ばない状況。

商品別売上高比較

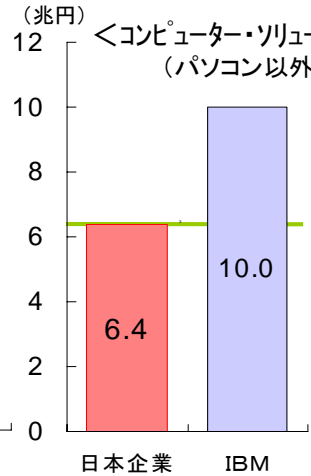
<携帯電話>



<パソコン>



<コンピューター・ソリューション> (パソコン以外)



注1) 日本企業の内訳:

- ・携帯電話: NEC、富士通、日立製作所、東芝、松下電器、シャープ、三洋電器、三菱電機の携帯電話部門売上高の合算
- ・パソコン: NEC、富士通、日立製作所、東芝、松下電器、ソニー、シャープの関連部門の売上高の合算
- ・コンピューター・ソリューション: NEC、富士通、日立製作所、東芝、三菱電機の関連部門の売上高の合算

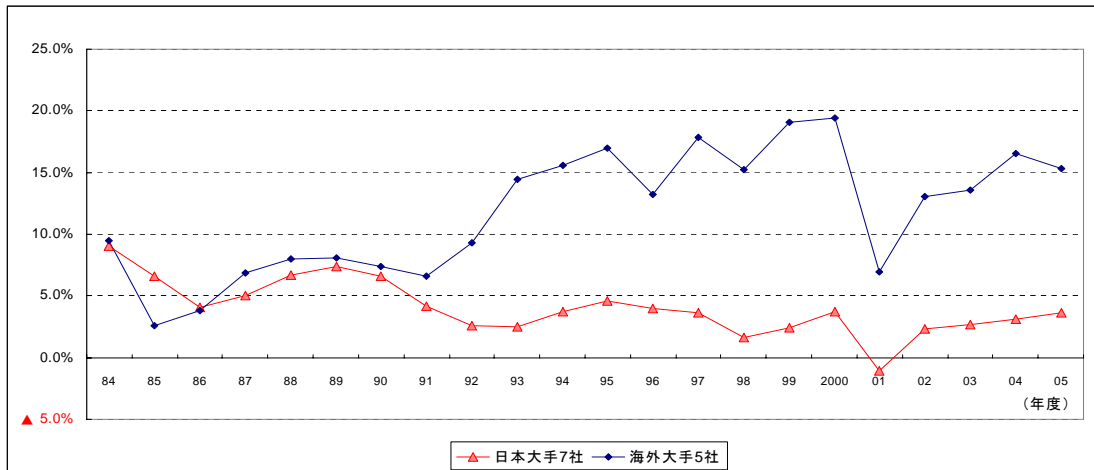
注2)

- ・携帯電話: 2004年の決算に基づいて売上高を試算したもの
- ・パソコン: 2005年、又は2005年度の数値を基に作成
- ・コンピューター・ソリューション: 日本企業は2004年度、IBMは2004年の数値を基に作成、IBMはシステムテクノロジーサービスとグローバルサービス、ソフトウェアの売上合計額(2005年)

日本メーカーと海外メーカーの営業利益率の比較

- 1980年代は日本メーカーと海外メーカーの営業利益率は同水準。
- 1990年代以降は海外メーカーに大きく引き離されている。

日本メーカーと海外メーカーの営業利益率の推移



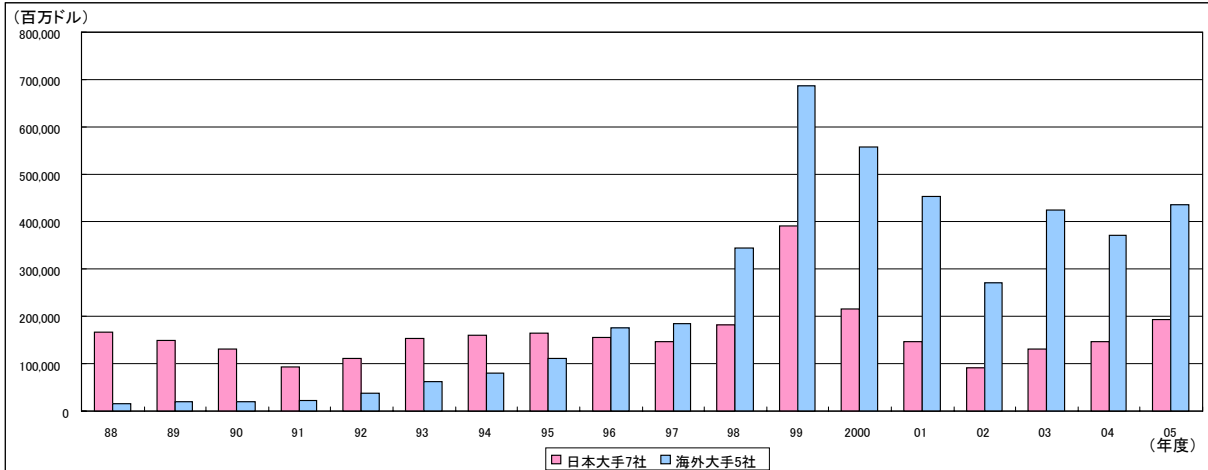
(出所) Thomson One Banker

- 注1) 日本メーカー: 日立製作所、東芝、三菱電機、ソニー、松下電器、NEC、富士通の7社の合計
- 注2) 海外メーカー: インテル、テキサス・インスツルメント、モトローラ、ノキア、サムスンの5社の合計

日本メーカーと海外メーカーの時価総額の比較

- 日本メーカーの現在の時価総額は、1980年代後半と同水準。
- 海外メーカーの時価総額は、1990年代以降大幅に増加。

日本メーカーと海外メーカーの時価総額の推移



(出所) Thomson One Banker

注1) 日本メーカー: 日立製作所、東芝、三菱電機、ソニー、松下電器、NEC、富士通の7社の合計

注2) 海外メーカー: 海外メーカー: インテル、テキサス・インスツルメント、モトローラ、ノキア、サムスンの5社の合計

ICT産業の現状と課題

○ 名をとって実がとれない現状

- ・日本の主要メーカーの売上高合計が海外主要メーカー1社の売上高に及ばない
- ・標準化に成功した3G携帯は、特許の多くを他国企業が保有(多額のライセンス料支払い)
- ・テレビ受信機は高シェアだが、デジタル放送方式における日本方式採用国はブラジルのみ

○ 苦境の要因

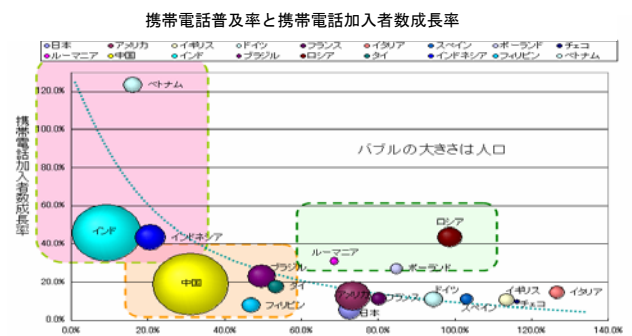
- ・日本企業の国内市場偏重(携帯電話では国内売上に対する海外売上の比率が3%)
- ・グローバル市場との親和性に乏しく、閉鎖系内で特有の種が繁栄する「ガラパゴス諸島」化
- ・イノベーション環境の整備不足、世界を代表するベンチャーが育ちにくい環境

○ 日本の強みと弱み

- ・(強み) 光や画像等の要素技術、携帯・テレビの部材、おサイフケータイ、改良技術全般等
- ・(弱み) ソリューションサービス、グローバル展開可能なビジネスモデル、革新的な技術全般等

○ グローバル市場におけるICT産業の競争力強化

- ・中国、インド、インドネシア等の市場は今後大きな成長が期待
- ・これから成長するグローバル市場に対応した戦略を前提とした、ICT産業の競争力強化が必要

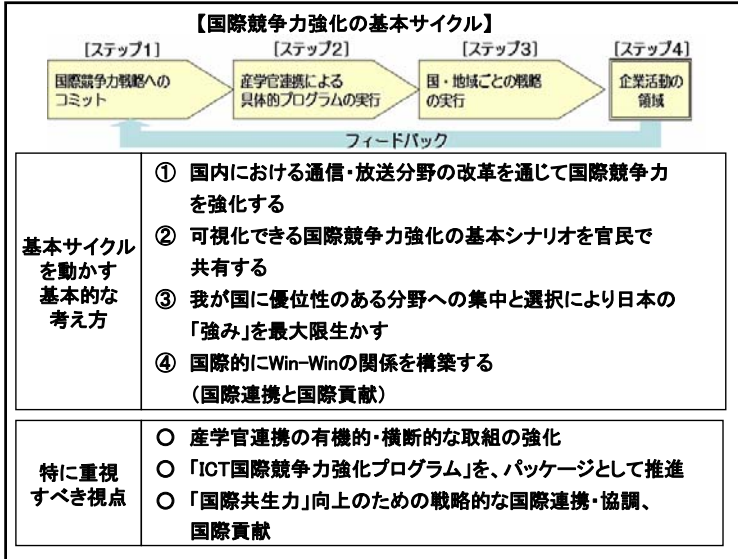


ICT国際競争力強化の基本戦略

目標	目標1: ICT国際競争力強化年間 今後2年間で「ICT国際競争力強化年間」と位置づけ、2011年までに国際競争力強化を実現
	目標2: グローバルな視点で強い産業に ICT産業が、自動車産業等とも並ぶ基幹産業、グローバルな視点からも「強い」産業に
	目標3: 情報通信GDP倍増計画 我が国の情報通信GDPを倍増(約62兆円(2004年度)→120兆円(2011年度目途))

【基本的考え方】

【具体的な戦略展開】



国内の施策展開	<ul style="list-style-type: none"> ○通信・放送分野の改革の推進 ○国内志向の打破 ○「ICT国際競争力強化指標(仮称)」による意識改革 ○「ユビキタス特区」における「国際展開モデル」構築 ○「ジャパン・イニシアティブ・プロジェクト」の推進 ○研究開発・標準化・知的財産戦略の一体的取組 ○高度ICT人材の育成 ○プラットフォームの開発・整備 ○情報通信ソフトウェア開発力の強化
国際展開	<ul style="list-style-type: none"> ○相手国の発展段階に応じた2つのモデル ○ネットワーク、トータルシステム対応の強化 ○「技術外交」政策の展開 ○「ブランド構築」の推進 ○相互に利益を得るWin-Win関係の構築
ソフトパワーの強化	

ICT国際競争力強化プログラム案の概要

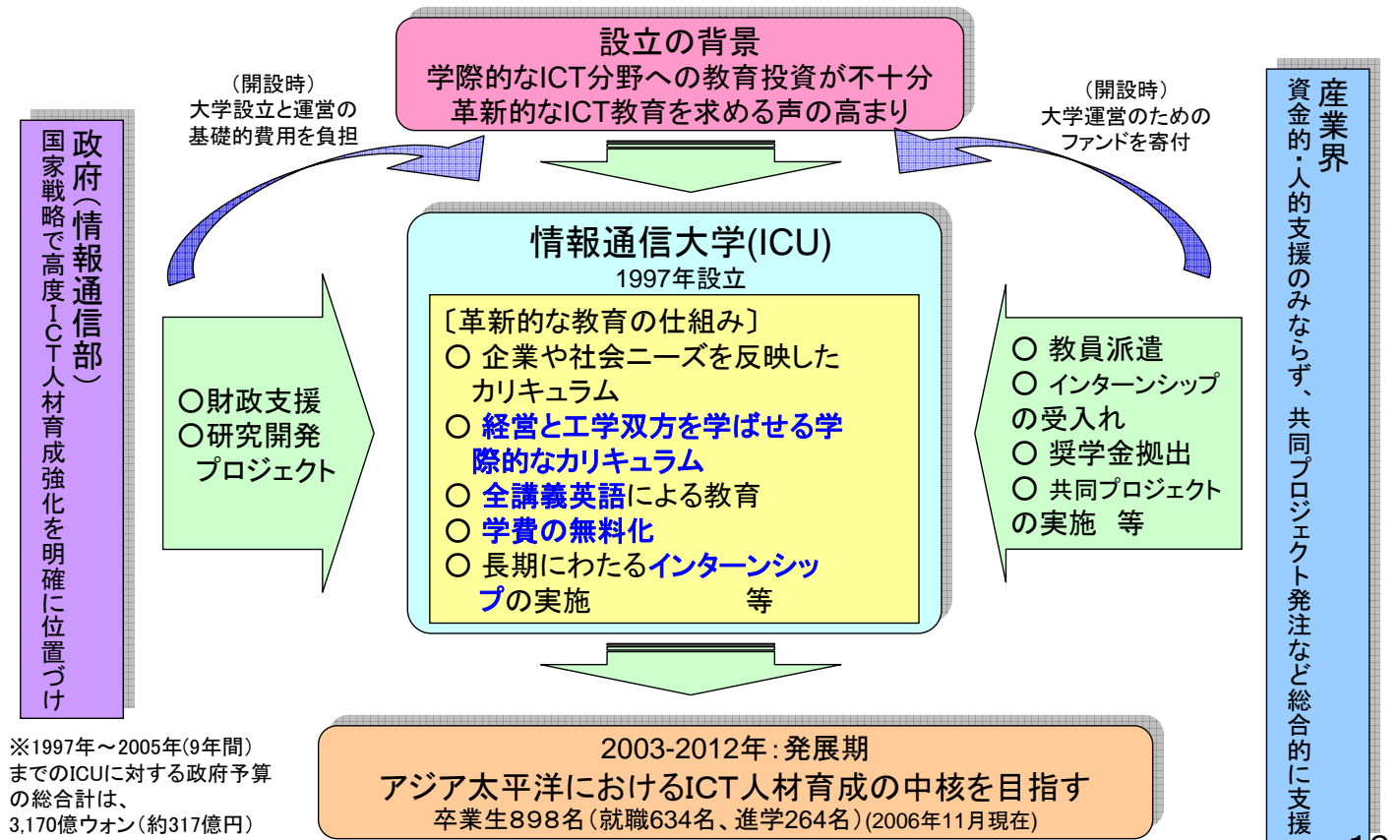
【基本プログラム】

- 「ICT国際競争力会議(仮称)」の設置
 - ・産学官の連携強化を図り、ICT国際競争力強化戦略を推進する中核的組織
- 「ユビキタス特区」の創設
 - ・国際競争力強化に資するICT開発・実証実験の場、日本のイニシアティブによる国際展開可能な「新たなモデル」の確立
- 「ジャパン・イニシアティブ・プロジェクト」の推進
 - ・我が国の強みを活かしたプロジェクト
 - (例)アジア次世代IPネットワーク基盤整備プロジェクト/ユビキタス端末開発プロジェクト/携帯・ITS・コンテンツ連携プロジェクト
- プラットフォームの開発・整備
 - ・要素技術の強みを活かした「低廉でグローバル市場で受け入れられやすく使いやすい統合プラットフォーム」の構築
- 重点分野における基本戦略の推進
 - ・重点分野(次世代IPネットワーク、ワイヤレス、デジタル放送)の基本戦略を推進
- 「技術外交」の戦略的展開
 - ・国際的な研究開発連携、国際標準化、知的財産、経済協力等を一貫性・一体性を持って総合的・組織的に展開
- 通信・放送分野の改革の推進
 - ・「通信・放送分野の改革に関する工程プログラム」の着実な実施

【個別プログラム等】

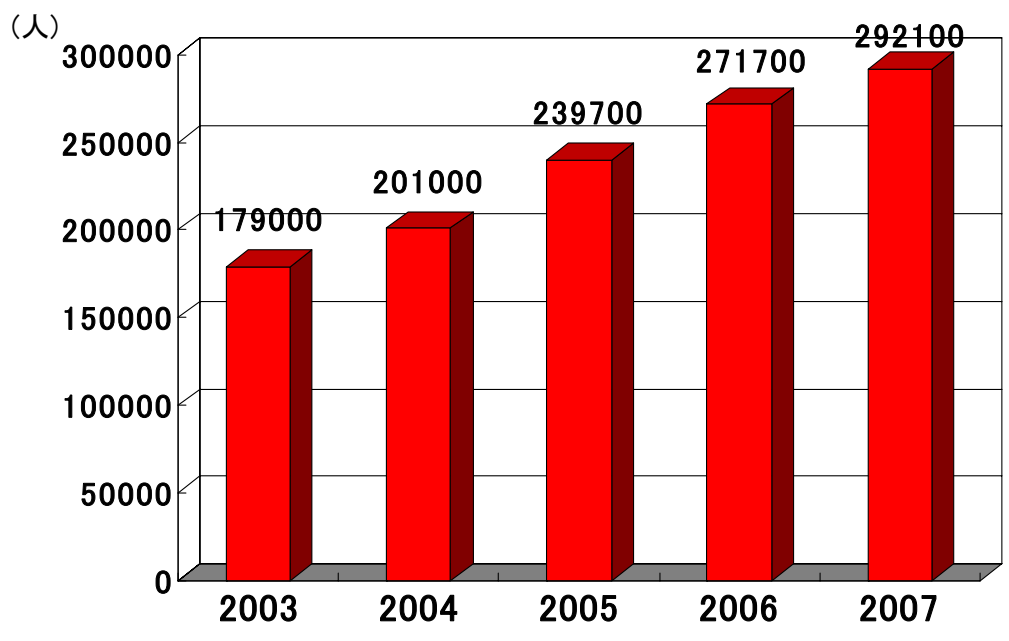
- 【ICT 研究開発強化プログラム】
 - 「国際競争力・イノベーション研究開発特別枠」の要望
 - 総合科学技術会議の体制整備の要望
 - ICT国際競争力強化施策への重点配分
 - 「ICT国際競争力強化重点技術戦略(仮称)」の策定
 - 世界的研究開発拠点(集合知センター)の整備・充実
 - 研究開発・標準化活動・知的財産戦略の一体的強化
 - 基礎的研究開発の戦略的推進
 - 情報通信ソフトウェア開発力の強化
 - 【ICT 標準化強化プログラム】
 - 「ICT標準化・知財センター(仮称)」の設置
 - 「ICT国際標準化戦略マップ」の整備
 - 「ICT標準化エキスパート」の選定
 - 「ICT国際標準化推進ガイドライン」の策定
 - 標準化団体の活動強化・相互連携等
 - 企業の標準化活動への支援
 - アジア・太平洋地域における連携強化
 - 【ICT 知的財産強化プログラム】
 - 「ICT知財強化戦略」の策定
 - 「ICT特許マップ」の整備
 - 民間相談窓口の活用促進
 - 【ICT 人材育成プログラム】
 - ナショナルセンターの機能を有する「ICT専門職大学院」設立の検討
 - 産業界における高度ICT人材育成環境整備の検討
 - カリキュラム・教材等によるICT教育の充実支援
 - 研究開発プロジェクトを通じたICT人材の育成
 - 高度ICT人材育成支援プラットフォームの開発
 - 【税制・財政金融等支援】
 - (1) ICT国際競争力支援制度の充実 (2) 政府調達活用 (3) 公的ファイナンスの拡充 (4) ODAの積極的活用
- | | |
|--|--|
| ○高等教育機関等における国際交流・海外人材育成の支援
○初等中等教育における情報教育の充実 | 【ソフトパワー強化プログラム】
○新たな外国人向け映像国際放送の開始
○コンテンツの国際競争力の強化
○海外へのコンテンツ流通ネットワーク開拓に向けた体制整備
○デジタルコンテンツの流通に関する新たなルールの形成等
○コンテンツの多メディア展開を促進するプラットフォームの形成 |
| | 【ICT ブランド向上プログラム】
○「ブランド構築」の推進
○「ICTジャパン・キャンペーン」の実施
○「ICTブランド発信モデル」の選定 |
| | 【国際展開支援プログラム】
○「ICT国際展開対策本部」による支援
○「ICT国際競争力強化指標(仮称)」による意識改革
○国際機関の活動への貢献
○現地の産学官との交流強化等
○グローバル・ベンチャー企業創出の支援
○マスタープランの策定
○在外公館との連携強化
○アジア諸国を中心としたEPA等の推進
○アジア・ブロードバンド計画の推進等 |

韓国におけるICT人材育成 - 情報通信大学 (ICU) のケース -



インドのICT人材育成状況

インドにおける高等教育機関ICT関連学科の卒業生数(学士及び修士の合計)



出典: Strategic Review 2007 (NASSCOM (National Association of Software and Service Companies))

重点分野における基本戦略

【次世代IPネットワーク】

- アジアを対象とする国際的なパイロットプロジェクトの推進
 - ① 特定国を対象とする集中的・総合的なプロジェクトの推進
 - ② 複数国を対象とする共同実験・相互接続性の検証
- 次の世代を見据えた研究開発の推進
我が国主導でIPネットワークの次の世代の基本アーキテクチャ構築を目指した研究開発
- 国際標準の実現に向けた戦略的な取組
個別戦略策定のための検討体制の強化
- ブロードバンド/IPネットワーク構築に向けたマスタープランの策定 等

【ワイヤレス】

- 国際競争力を有する端末プラットフォームの共通化
- 次世代携帯電話の研究開発・標準化及び試験・実験のためのモバイルテストベッドの整備
- ブロードバンドワイヤレスアクセス、ITS等の国際競争力の強化
- ワイヤレス分野の国際競争力強化のための産学官による推進体制の確立 等

【デジタル放送】

- ブラジルでの着実な放送開始に向けたサポート(実放送開始の効果等を他国にアピール)
- ISDB-T方式をベースとした携帯移動端末向け放送のパイロットモデルの提示
- 超高精細映像放送実現のための研究開発の実施
- 海外普及のための一元的な窓口の整備
- 放送コンテンツの国際競争力強化に向けた制作・流通環境の具体化
(成果と負担した責任に応じた対価を得られる環境の具体化) 等

12

経済成長、生産性向上の基本戦略 — ICT生産性加速プログラム案 —

生産性の抜本的な向上(ブレークスルー)をもたらす
ICT利活用の促進やICT投資負担の軽減を図る

【総合的なコード体系とICT共通基盤の構築】

- ネットワークの活用を前提としたオープンで総合的なコード体系
- 各コードの属性情報を含む情報の同期化の仕組み
- 受発注から決済までの企業間取引、通常業務を自動化できる広範囲のEDI標準の実装
- 業種横断的なグローバル標準を目指した技術標準の開発・普及体制の整備

【ネットワークの特性を活かした電子タグの利用環境整備】

- 業種・業界横断での費用対効果の実証
- 電子タグの利用環境整備
- 個人情報保護

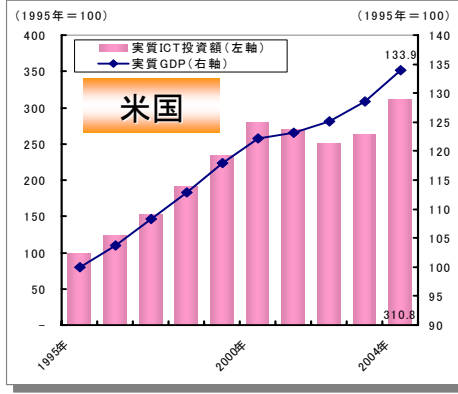
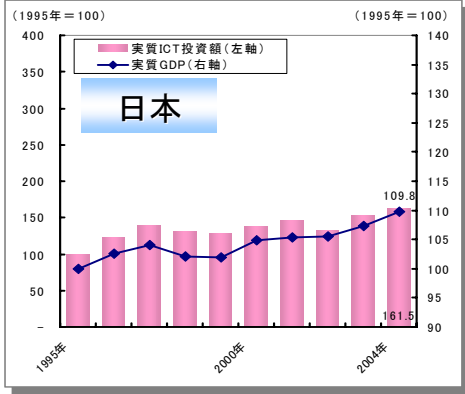
【ASP・SaaSの普及促進】

- 安全・信頼性指針の策定、事業者認定制度
- インターフェースの公開、標準化の促進
- 企業情報データベース構築の検討
- 国際的連携の推進

13

ICT投資と生産性向上の日米比較

ICT投資額/実質GDPの伸びの日米比較



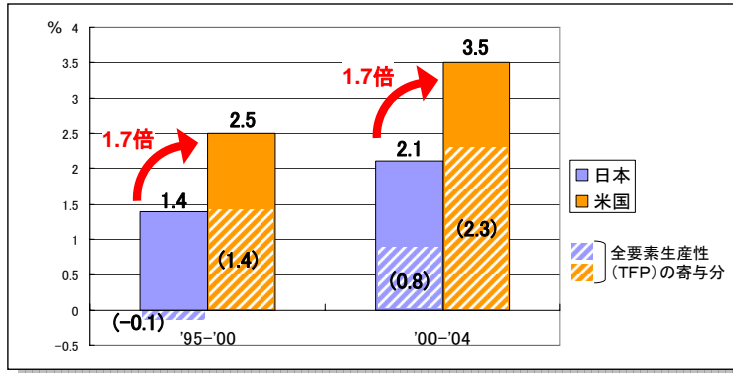
1995年と比較して、

- ・米国では GDPの伸びが約3割、ICT投資額が3倍
- ・日本では GDPの伸びが約1割、ICT投資額が1.6倍

※総務省作成

実質ICT投資額及び実質GDPは、1995年の値を100とした指数で表示。ただし、実質ICT投資額は2000年基準購入者価格、実質GDPは2000年基準価格。

労働生産性成長率の日米比較



・米国の労働生産性の伸びは、1990年代後半以降、日本に比べて1.7倍

・主な要因は、米国では、日本に比べ、ICTによるイノベーション効果(全要素生産性TFPの向上により顕在化)の寄与が大きいため

※平成18年情報通信白書により作成

・労働生産性は労働時間当たり実質付加価値額。米国のTFP成長の寄与度は、労働構成の寄与度とMFP (Multifactor Productivity)の合計
 ・米国は「Private Nonfarm Business」(農林水産業を除く民間部門)、日本は農林水産業、不動産を除く民間部門



総務省

「衛星放送の将来像に関する研究会」 報告書の概要

平成18年10月19日

衛星放送の将来像に関する研究会

1 検討課題

- ①アナログBS放送終了後の周波数(3チャンネル)及び追加割当BS放送用周波数(4チャンネル)の利用の在り方の検討
- ②衛星放送の公正かつ有効な競争環境の整備
- ③視聴者保護政策の推進

2 開催期間

平成17年10月14日の第1回会合より平成18年10月12日まで計10回の会合を開催。
平成18年7月21日から8月31日までパブリックコメントを実施。

3 構成員

- | | |
|---|---------------------------------------|
| ○浅野 睦八
(日本アイ・ビー・エム(株)ガバメンタル・プログラムズ・ジャパン パイスプレジデント) | ○竹中 一夫
(日本放送協会総合企画室[デジタル放送推進]局長) |
| ○荒川 亨
(株)ACCESS代表取締役社長) | ○鳥居 昭夫
(横浜国立大学経営学部教授) |
| ○石橋 庸敏
(社)日本ケーブルテレビ連盟専務理事) | ○苗村 憲司
(駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部教授) |
| ○伊東 晋
(東京理科大学理工学部教授) | ○長田 三紀
(特定非営利法人東京都地域婦人団体連盟事務局次長) |
| ○植村 伴次郎
(社)衛星放送協会会長) | ○藤原 静雄
(筑波大学大学院ビジネス科学研究科(法曹専攻)教授) |
| ○音 好宏
(上智大学文学部助教授) | ○舟田 正之【座長】
(立教大学法学部教授) |
| ○角川 歴彦
(株)角川ホールディングス代表取締役会長兼CEO) | ○前田 忠昭
(社)日本経団連情報通信委員会通信・放送政策部会会長) |
| ○岸上 順一
(日本電信電話(株)持株第三部門チーフプロデューサー) | ○森 忠久
(社)日本民間放送連盟常勤顧問) |
| ○高畑 文雄【座長代理】
(早稲田大学理工学部教授) | ○山下 東子
(明海大学経済学部教授) |

(敬称略。五十音順)

衛星放送の将来像に関する研究会・報告書

検討事項	提言の概要
------	-------

1 新たにBSデジタル放送に利用可能となる周波数の利用の在り方

(1)新たな周波数の利用の是非	○ 周波数の有効利用、新サービス導入・現行サービス高度化の観点から、アナログ放送終了後の3チャンネル及び国際的に追加割当されている4チャンネルについて、具体的な周波数の利用システムの提案を募集することが適当
(2)新たな周波数の利用の開始時期	○ 円滑な利用開始の確保及び国民への確実・十分な周知の期間の確保が必要 ○ 今後、後継衛星の調達方針の決定時期までに利用開始時期を検討
(3)新たな放送方式の活用	○ 周波数の有効利用、新サービス導入・現行サービス高度化の観点から、H. 264等の新たな放送方式も活用 ○ 現在の放送方式に基づく既存受信機利用者の利益にも配慮しつつ、旧方式、新方式毎の中継器数を今後決定。
(4)受委託放送制度	○ BS放送は、利用可能な周波数等資源の稀少性が高く、独立した衛星の管理・運用に見合う規模のチャンネル数を一者が保有することは想定しがたい。そのため、衛星放送事業への参入コストの軽減、衛星設備の公正中立な提供、衛星設備の提供における競争の促進等のメリットのあるハード・ソフト分離（受委託制度）を引き続き採用
(5)マスメディア集中排除原則の在り方	○ 有料サービスを提供する場合については、社会的影響力が無料放送に比べて相対的に小さいことから、BS放送全体の準基幹放送としての位置付けに十分留意しつつ、緩和を検討 ○ 新たな放送方式によるBSデジタル放送については、周波数の稀少性の緩和や既存放送と異なる受信環境にあり、社会的影響力が比較的小さいことから、より緩やかな基準を検討
(6)NHKのBSデジタル放送の在り方	○ 新たに利用可能となる周波数をNHKがBSデジタル放送に利用することの適否は、公共放送としてのNHKの在り方に関する全体の議論の中で検討
(7)外資規制	○ 相対的に有限稀少かつ必要性が高い電波であることに変わりはないため、現時点では、現行の規制の枠組を維持

検討事項	提言の概要
------	-------

2 衛星放送の公正かつ有効な競争環境の整備

(1)東経110度CSデジタル放送への電気通信役務利用放送法適用の是非	○ 三波共用機の普及状況や周波数の利用状況に鑑みて、電気通信役務利用放送法の仕組みに委ねることは現時点では不適當
(2)委託放送業務の事業譲渡制度化	○ 撤退の際の事業引継の制度がなく、業務休止のまま放置せざるを得ない例や、ハイビジョン化のための周波数帯統合等を円滑に進める必要性に鑑みて、事業譲渡の手続を整備
(3)委託放送事項変更手続等の簡素化	○ CS放送は多チャンネル専門放送のパッケージサービスが大半であり、委託放送事項等の変更（総務大臣許可）の機会が多いことから、手続をより簡素化 ○ 現在認められていない放送の種類の変更（標準テレビジョン放送から高精細度テレビジョン放送への変更等）について、委託放送業務の廃止や再認定の手続を得ることなくハイビジョン化を促進するため手続を整備
(4)マスメディア集中排除原則の緩和	○ CS放送は有料専門放送が大半であり、社会的影響力は相対的に小さい ○ 現在、周波数に余裕があること、新たな放送方式の活用により周波数の有効利用が一層進むことから、マスメディア集中排除原則を大幅に緩和
(5)ハード・ソフト一致制度選択制の導入	○ CS放送においては、利用可能な周波数の稀少性が緩和され、独立した衛星の管理・運用に見合う現状のチャンネル数とを一者が保有可能となる場合も想定しうる ○ 一貫した体制により、より安定かつ効率的経営が可能な場合があるところ、ハード・ソフト一致制度選択制の導入、その場合の公正競争を確保するための規律について検討
(6)衛星放送におけるプラットフォームの規律の在り方	○ 各放送事業者の有料放送サービス等の整備に不可欠な認証課金業務を通じ、優越的地位にあるプラットフォーム事業者の業務の公正性、中立性、透明性等を確保するための規律が必要 ○ 今後、例えば、以下のようなポイントについて、引き続き検討が必要 ア. 不当な差別的取扱の禁止 イ. 約款・料金規制 ウ. 会計の整理 エ. 提供義務 オ. 苦情処理業務カ. 業務改善命令 キ. 意見具申 ○ 法令による規律か、公的指針によるか等については、目的・必要性に応じて、専門家を交えた検討が必要

検討事項

提言の概要

3 視聴者保護政策の推進

(1)個人情報保護指針に係る所要の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下のような所要の見直しを行う <ul style="list-style-type: none"> ア. 放送番組の視聴に伴って行われるキャンペーン応募等の際に、実際に視聴者の個人情報を取り扱う者を、視聴者が了知できるよう、受信者情報取扱事業者の取組を確保すること イ. デジタル受信機に蓄積された個人情報が送信される場合の安全性を確保するための技術的措置、不正に個人情報を取得されないためのコンテンツ制作段階の管理や送信前のチェック体制の整備等の措置等をとること
(2)安心・安全な衛星放送の確保に向けた取組の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衛星放送分野の視聴者保護に関しては、例えば、以下の課題に、引き続き取り組むことが必要 <ul style="list-style-type: none"> ア. より高度なサービスを提供し、視聴者の利便向上を図るための受信機、受信システム等の安全性・信頼性確保 イ. セキュリティ対応、システム全体の安全性 ウ. コンテンツの安心・信頼確保

4 放送の国際展開

(1)我が国のソフトパワー強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 積極的な海外情報発信によって日本に対する理解を促進することが必要
(2)今後の具体的な方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放送事業者、民間企業、国等が一体となって外国人向けの映像による国際放送を早期に開始するための主体、財源、放送の内容、スケジュール等の具体的方策について速やかに検討を開始

共同受信(共聴)施設の概要

○都市受信障害対策施設

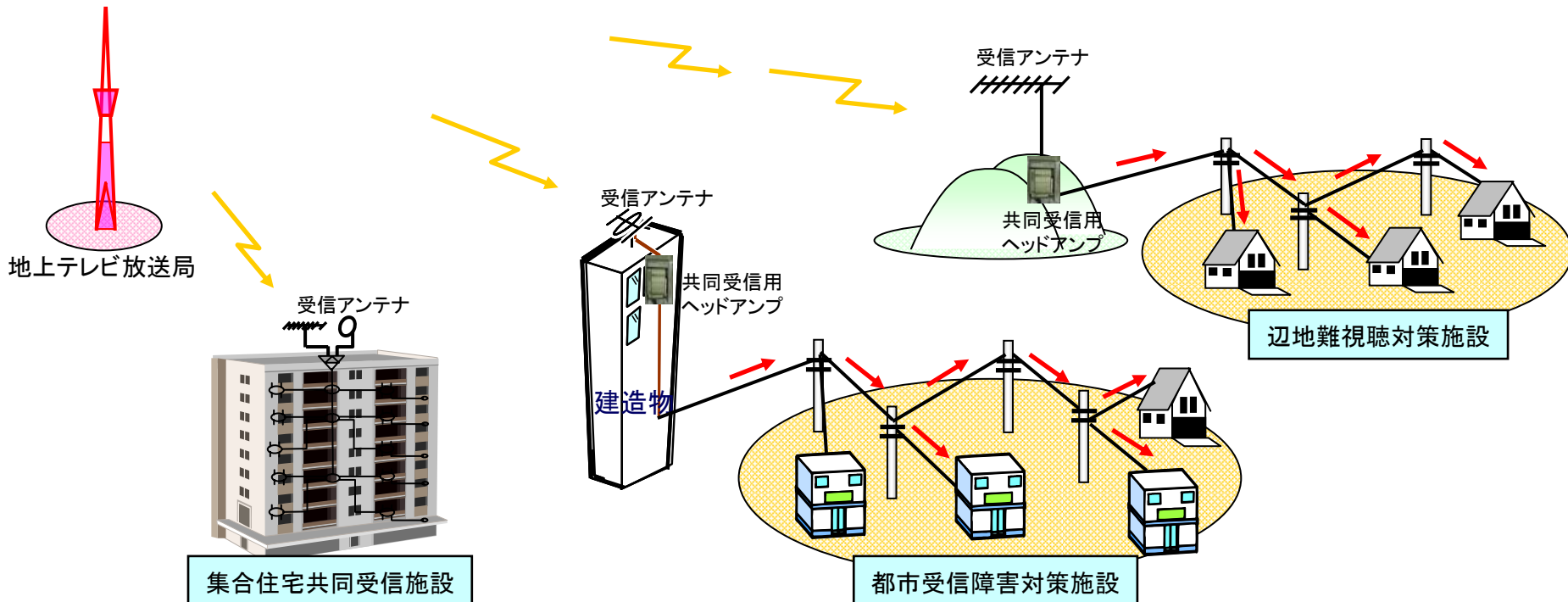
ビル等の建造物で放送電波が遮られて受信障害が発生している地域に障害対策として設置された共同受信施設

○辺地難視聴対策施設

放送電波が山や丘陵によって遮られ受信画質が劣化している地域に対し、難視聴解消対策として設置された共同受信施設

○集合住宅共同受信施設

マンション等で放送電波を受信するため共同アンテナを屋上に建て、各室に放送電波を分配するため設置された共同受信施設

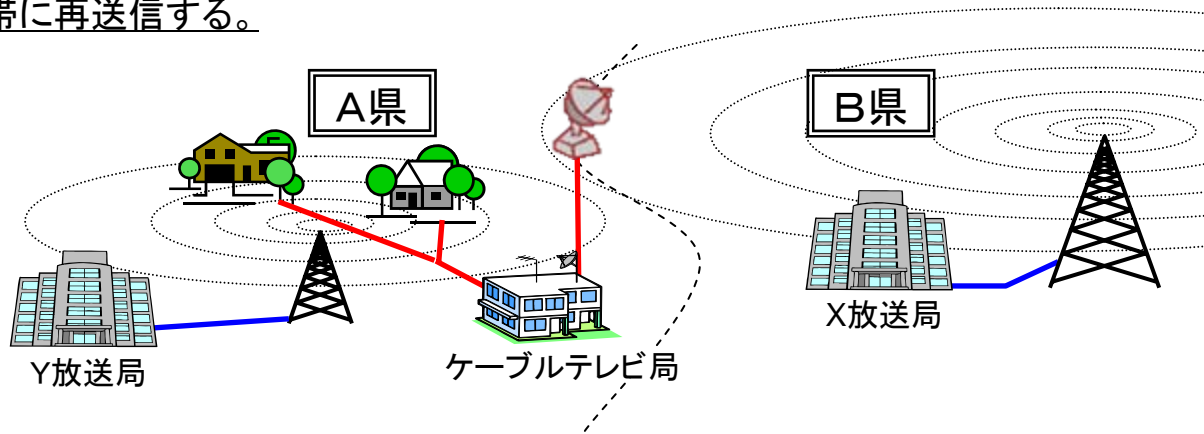


区域外再送信の概要

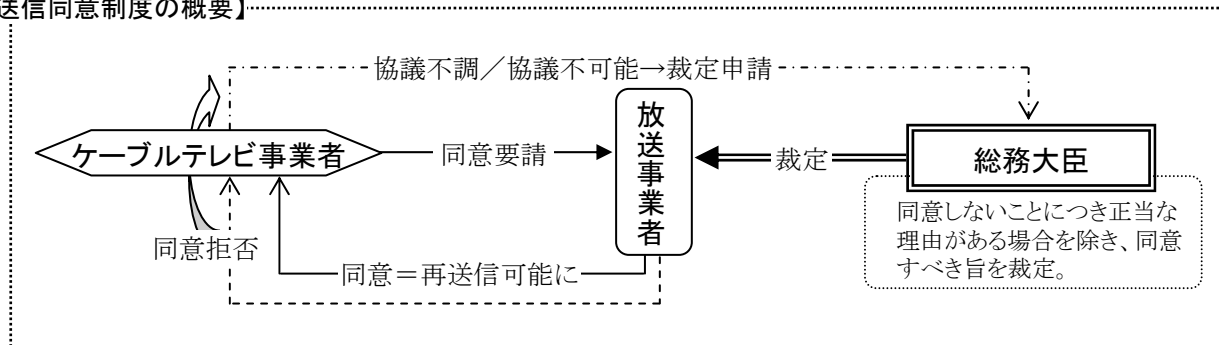
- 区域外再送信とは、地上波の放送局の放送対象地域外で、ケーブルテレビ事業者が当該放送局の放送を再送信すること。
- 区域外再送信を行っているケーブルテレビ事業者数は、454事業者、区域外再送信されているチャンネル数は、のべ2000チャンネル程度。(総務省調べ)
- なお、放送番組が一部カットして放送されるなど、放送事業者の放送の意図がその意に反し、害され又は歪曲されないことを担保するという趣旨から、ケーブルテレビ事業者は、放送局の放送を受信し、再送信するに当たっては、放送事業者の同意を得ることが必要。(有線テレビジョン放送法第13条第2項)

◇区域外再送信のイメージ

: B県を放送対象地域とするX放送局の放送を、ケーブルテレビ局が受信してA県内の世帯に再送信する。



【再送信同意制度の概要】



- ・ 自局エリアを知り尽くした
- ・ ケーブルテレビ局

制作コンテンツ

- ・ 名所・旧跡
- ・ 釣り場
- ・ 自然(景観)
- ・ ドライブコース
- ・ 祭り(イベント)
- ・ 美術館
- ・ 民話
- ・ 博物館
- ・ 民謡(踊り)
- ・ 名産品
- ・ 郷土料理
- etc.

参加局の加入ユーザーが
集まったコンテンツをいつでも
利用(無料)

コンテンツ提供

東海ケーブルチャンネル運営組織

アナログ
↓
デジタルアーカイブ

独自に
デジタル
アーカイ
制作

サーバー

コンテンツ配信

FODでサービ

米国におけるパブリックアクセスチャンネルの編集責任について

- 米国では、フランチャイズ当局が、ケーブルテレビ事業者に対し、チャンネル容量の一部を公共用、教育用または行政用として指定し又は使用することを要求することができることとされている。(1934年通信法第611条(a))

米国のケーブルテレビにおけるパブリックアクセスチャンネルは、この公共用、教育用又は行政用のチャンネル（以下「PEGチャンネル」という。）に含まれるものである。

※ 1984年ケーブルコミュニケーション政策法（Cable Communications Policy Act of 1984）により、1934年通信法に第6編としてケーブルテレビ関連の規定を追加し、州・地方自治体がフランチャイズの条件としてケーブル事業者にPEGチャンネルの設置を要求できる制度を導入した。

- なお、現行の1934年通信法においては、第2編に公衆通信、第3編に放送、第6編にケーブルという形で、サービスの種類別に規律されているところ、PEGチャンネルは、公衆通信ではなく、ケーブルサービスとして扱われている。
- このPEGチャンネルについて、ケーブルテレビ事業者は、編集権の行使を原則禁止されているが、わいせつ表現や下品な表現を含む番組については、編集権を行使して伝送を拒否することができることとされている。(1934年通信法第611条(e))
- このPEGチャンネルの編集責任については、わいせつな内容の素材を含まない限り、ケーブル事業者は刑事上及び民事上の責任を負わないこととされており(1934年通信法第638条)、放送されたPEGチャンネルの番組に対する民事上及び刑事上の責任は個々の番組提供者が負うこととなる。

【出典】 ・ 米国連邦通信委員会（FCC）ウェブサイト
・ 「米国通信法対訳」 郵政省郵政研究所編 平成9年

参考 1934年通信法抜粋

SEC. 611. [47 U.S.C. 531] CABLE CHANNELS FOR PUBLIC, EDUCATIONAL, OR GOVERNMENTAL USE.

(a) A franchising authority may establish requirements in a franchise with respect to the designation or use of channel capacity for public, educational, or governmental use only to the extent provided in this section.

(e) Subject to section 624(d), a cable operator shall not exercise any editorial control over any public, educational, or governmental use of channel capacity provided pursuant to this section, except a cable operator may refuse to transmit any public access program or portion of a public access program which contains obscenity, indecency, or nudity.

〔1934年通信法第611条 公共用、教育用又は行政用のケーブル・チャンネル〕 抜粋

(a) フランチャイズ付与当局（自治体）は、特定のフランチャイズにおいて、チャンネル容量を公共用、教育用又は行政用として指定し又は使用することに関しての要件を、本条に規定する範囲内においてのみ、設定することができる。

(b)～(d) 略

(e) 第624条(d)項の規定に従うことを条件として、ケーブル事業者は、本条に基づいて提供されるチャンネル容量の公共用、教育用又は行政用の使用について、いかなる編集上の支配をも行使してはならない。ただし、ケーブル事業者は、わいせつな表現、下品な表現又は裸体を含む、公衆が提供する番組又はその一部を伝送することを拒否することができる。

SEC. 638. [47 U.S.C. 558] CRIMINAL AND CIVIL LIABILITY.

Nothing in this title shall be deemed to affect the criminal or civil liability of cable programmers or cable operators pursuant to the Federal, State, or local law of libel, slander, obscenity, incitement, invasions of privacy, false or misleading advertising, or other similar laws, except that cable operators shall not incur any such liability for any program carried on any channel designated for public, educational, governmental use or on any other channel obtained under section 612 or under similar arrangements unless the program involves obscene material.

〔1934年通信法第638条 刑事上及び民事上の責任〕 抜粋

本編のいかなる規定も、文書誹毀、口頭誹毀、わいせつ、煽動、プライバシー侵害又は虚偽の若しくは欺瞞的な公告に関する連邦、州又は地方の法律その他類似の法律に基づくケーブル番組提供事業者及びケーブル事業者の刑事上及び民事上の責任に影響を及ぼすものとみなしてはならない。ただし、ケーブル事業者は、公共用、教育用若しくは行政用として指定されたチャンネル又は第612条の規定若しくはこれに類する取決めに基づいて取得されたチャンネルで伝送される番組については、わいせつな内容の素材を含まない限り、これらの責任を負わないものとする。



地域コミュニティにおけるケーブルテレビの在り方 ～地域メディアにおける地域連携とネットワークの未来～

2006年6月30日

株式会社中海テレビ放送 専務取締役

株式会社サテライトコミュニケーションズネットワーク 代表取締役

高橋 孝之



中海テレビ放送の基本理念

■地域・住民と協働による番組づくり■

- 地域コミュニティの育成
- 政治・経済など自分の街に関心を持ってもらう
- 住民の自主的な問題提起から解決を応援
- 子どもや若者に夢を与える
- がんばる人を応援
- 市民の情報発信意欲を向上 ...etc

個性ある地域

豊かな地域

誇りのもてる
地域

安心・安全な
地域



14ch

パブリック・アクセス・チャンネル

地域の文化・経済・スポーツ団体、学校あるいは個人一人一人が、各活動、その他何でも自由に発表・PRする場。

市民のつくる番組を通して、地域コミュニケーションの輪を広げ、生活の向上、また地域社会の経済・文化・教育発展を目指していく。

(作品例)

- 「大好き大宮」...日南町立大宮小学校
- 「合併」...岸本町ビデオクラブ
- 「にちなんおろちマラソン全国大会」...個人
- 「にちなん環境林 月一ボランティア」...個人
- 「本屋さんで逢いましょう」...本の学校
- 「国語の時間にニュースを作りました」...米子市立伯仙小学校
- 「J-CABLE」... (社) 米子青年会議所
- 「2002ベンチャーズファンカーニバル」...港ベンチャーズ企画
- 「みんなで子育て」...わくわくこめっ子ネットワーク
- 「田んぼの学校」...田植唄保存会
- 「K-CAR 6時間耐久レース」...Team DDR
- 「四季彩音学館～秋のステージ 雅楽舞楽」...境港文化福祉財団
- 「志と美学」...鳥取県西部中小企業青年中央会
- 「日野川源流の碑」、「日野川の源流と流域を守る会(死`ユ-リ-ス)」...個人
- 「カンボジア・ベトナムの旅」...個人
- 「三地直装 イワシマン」...アトラクションサークル HI☆JAC



・年間放送本数・・・約180本
 ・運営協議会参加団体・・・37

理念は「メディアを市民の手に！」



市民の意見を反映した番組制作体制

■ 番組審議会

■ パルディア番組モニター

■ パブリック・アクセス・チャンネル番組運営協議会

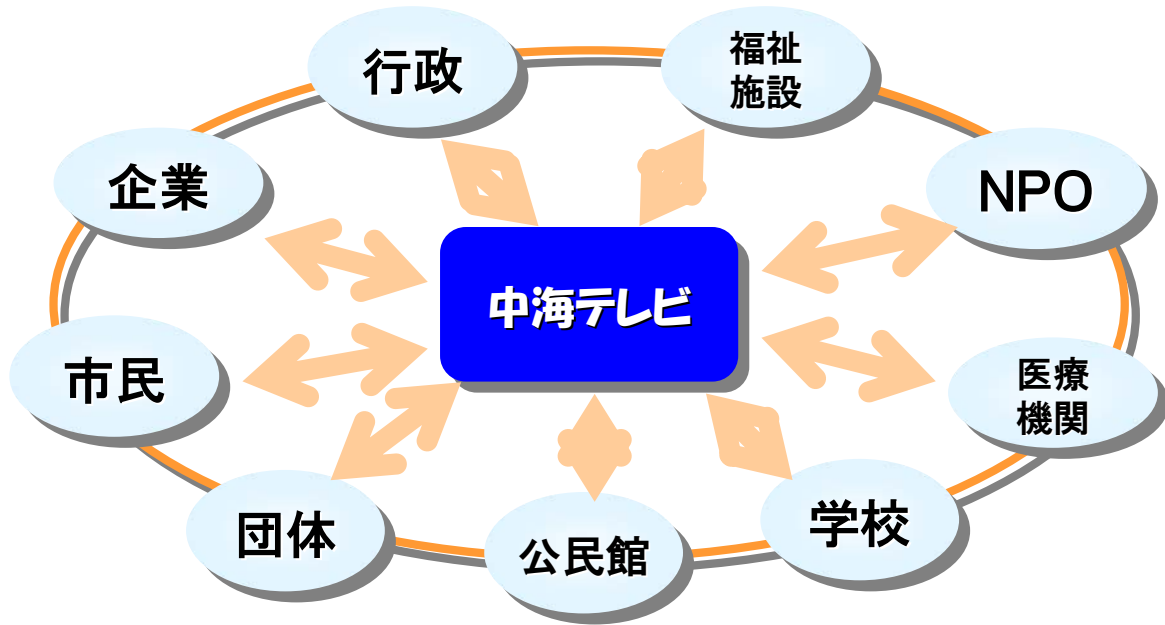
■ コムコム・カンファレンス評議員

■ 地区CATV懇談会



地域メディアの役割

中海テレビは“仲介テレビ”



『地域連携ネットワーク』から
様々な情報をギャザリング

⇒ 様々な番組やプロジェクトへ

⇒ 豊かなまちづくりの実現



地域メディアのまとめ

身近なコミュニティ(個人・家族・職場・サークルなど)の
コミュニケーション不足=コミュニティの情報不足

「21世紀情報社会における
メディア・エコロジーの基礎研究」より
(H15.5発表)

■ 中海テレビ放送の加入者のうち加入を
推薦した事がある人の推薦理由

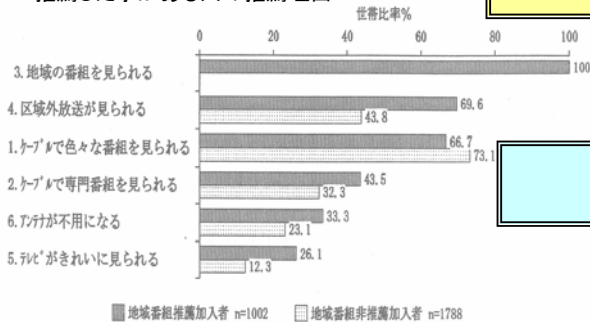


図5.3.5.1 加入推薦の理由

CATVが地域
情報を補う

↓
地域コミュニティが強化

↓
地域に活力が生まれる

↓
地域の自立

↓
CATVの発展